

# 産業建設委員会記録

## ○開催日時

令和元年12月16日 午前9時59分～午後5時9分

## ○開催場所

第3委員会室

## ○出席委員（7人）

委員長	石野田 浩	委員	宮里 兼実
副委員長	松澤 力	委員	持原 秀行
委員	上野 一誠	委員	帯田 裕達
委員	大田黒 博		

## ○欠席委員（1人）

委員 下園 政喜

## ○その他の議員

議員	福田 俊一郎	議員	川添 公貴
議員	瀬尾 和敬	議員	福元 光一
議員	杉菌 道朗	議員	中島 由美子
議員	永山 伸一	議員	成川 幸太郎
議員	井上 勝博	議員	森満 晃
議員	新原 春二	議員	落口 久光
議員	今塩屋 裕一	議員	坂口 健太

## ○説明のための出席者

市長	岩切 秀雄	次世代エネルギー対策課長	田中 道治
副市長	永田 一廣	観光・スポーツ対策監	坂元 安夫
		観光・シティセールス課長	橋口 浩文
農林水産部長	中山 信吾	課長代理	中村 年男
農政課長	今井 功司	スポーツ課長	花木 隆
畜産課長	小城 哲也	国体推進課長	田中 英人
林務水産課長	永田 一朗		
耕地課長	堀ノ内 美年	建設部長	泊 正人
六次産業対策監	小柳津 賢一	建設政策課長	須田 徳二
六次産業対策課長	寺田 和一	建設整備課長	吉川 正紀
		建設維持課長	内田 俊彦
商工観光部長	古川 英利	都市計画課長	伊東 理博
商工政策課長	末永 知弘	区画整理課長	城之下 誠
専門職	山内 哲郎	入来区画整理推進室長	上川原 雅之
施設課長	堀切 良一	建築住宅課長	南 忠幸
専門職	中島 弘喜		
交通貿易課長	有馬 眞二郎	農業委員会事務局長	井手上 和洋
次世代エネルギー対策監	久保 信治		

## ○事務局職員

事務局長	田上 正洋	課長代理	久米 道秋
議事調査課長	堀ノ内 孝	議事グループ長	上川 雄之

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 設 政 策 課
議案第139号 薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について 議案第140号 薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する条例の制定について 議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 設 整 備 課
議案第141号 大規模修繕・更新補助川内河口大橋耐震補強(P2)工事請負契約 の締結について 議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 設 維 持 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	都 市 計 画 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第148号 令和元年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正 予算 議案第159号 令和元年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正 予算 議案第160号 令和元年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正 予算 (所管事務調査)	区 画 整 理 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第149号 令和元年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補 正予算 議案第161号 令和元年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補 正予算 (所管事務調査)	入 来 区 画 整 理 推 進 室
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 築 住 宅 課 農 業 委 員 会 事 務 局 農 政 課 林 務 水 産 課
議案第135号 薩摩川内市獣家畜診療所条例を廃止する条例の制定について 議案第136号 財産の無償貸付について 議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	畜 産 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	耕 地 課
(所管事務調査)	六 次 産 業 対 策 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	商 工 政 策 課
(所管事務調査)	交 通 貿 易 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	次 世 代 エ ネ ル ギ ー 課
議案第138号 川内川かわまちづくり交流拠点施設新築工事請負契約の締結につい て 議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	ス ポ ー ツ 課
(所管事務調査)	国 体 推 進 課
議案第137号 財産の取得について 議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第165号 和解するについて (所管事務調査)	施 設 課

△開 会

○委員長（石野田 浩）ただいまから、産業建設委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）傍聴の取り扱いについて申し上げます。傍聴の申し出は、ただいまありませんけれども、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△建設政策課の審査

○委員長（石野田 浩）それでは、建設政策課の審査に入ります。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（石野田 浩）まず、議案第142号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算、これを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二）それでは、予算書の57ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費において、職員の異動等に伴い、事項、土木総務費において職員手当等及び共済費を調整するものであります。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

ここで、議案第142号の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（石野田 浩）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二）資料はありませんが、蘭牟田瀬戸架橋について、1点だけ御報告いたします。

蘭牟田瀬戸架橋については、来年度中の完成を目指して順調に工事が進められており、来年3月には最後の連結式が予定されており、中甕島と下甕島が完全につながるようになります。

9月議会でも御報告いたしましたが、蘭牟田瀬戸架橋の名称案について、10月開催した第1回選定委員会において公募することとなったことから、公募内容を11月の22日に主要事項報告いたしました。

公募の期間は、ことし11月25日から来年の1月24日までの2カ月間としており、公募の方法については、甕島地域の全世帯と甕島地域の小・中学校の全児童生徒に応募用紙を配付したほか、甕島4支所と各ターミナルに応募用紙と投票箱を設置いたしました。

また、本土地域は、市役所と高速船ターミナル、串木野新港のフェリーターミナルに設置したほか、広く公募を募るため市のホームページにも掲載し、メールやファックス、郵送でも応募ができるようにしております。

ちなみに、先月25日から今月9日までの15日間で、全国各地から約100件の応募が来ております。

今後、応募のあった名称案を集約し、2月開催予定の第2回選定委員会において、名称案を1点決定し、3月末に県に回答することとしております。

なお、正式な名称については、県が最終的に決定することになりますので、市の名称案については、決定まで公表できないこととなっております。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒 博）蘭牟田瀬戸架橋が、以前発表されたのが来年の7月ぐらいということでしたけれども、違いましたっけ。大体シミュレーションをして、オープンあるいは開通式というのは、いつごろ目指されているんですか。まだわかりませんか。

○建設政策課長（須田徳二）まだ県のほうは来年度中の完成ということで、確定した月とか春

とか秋とか冬とかというのは、まだ表明しておりません。まだこちらも開通式の関係なんかもあるので、いろいろ県のほうには問い合わせるんですけども、まだ最終的にここまでで終わるといいうのが出ないということで、まだ今のところ公表していないということです。

○委員長（石野田 浩）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑が尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

---

△第2次総合計画後期基本計画（素案）について

○委員長（石野田 浩）次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について、当局に説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二）それでは、資料の51ページをお開きください。

施策4の利便性の高い道路の整備と保全について、前期基本計画との変更点について主なものを御説明いたします。

まず、施策名に「保全」を追記いたしました。

次に、魅力・現状・課題については、時点修正をしております。

②の市道の整備について、2行目の駅前白和線が完成したことから、現在計画中の「横馬場田崎線」に変更しております。

③の南九州西回り自動車道、阿久根川内道路については、平成27年度新規事業化され、現在用地買収や工事が進められていることから、2行目を「整備が進められており、早期完成が求められている」に変更しております。

また、③の下から4行目の県道については、蘭牟田瀬戸架橋が来年度中に完成することから、「甌島縦貫道の最後の未改良区間である県道手打蘭牟田港線（芦浜工区）の整備」を追記しております。

52ページをお開きください。

成果指標と目標値であります。①の橋梁長寿命化修繕計画における事業費ベースの進捗率の目

標値を、過去5年の実績と今後5年の見込みを精査し、「60%」から「15%」に変更しております。

次に、施策の方向性であります。③で、川内港や市街部からのインターチェンジへのアクセス道の整備と、甌島縦貫道の県道手打蘭牟田港線（芦浜工区）の早期整備を追記しております。

なお、53ページの施策の体系及び市民と行政の役割分担については、変更していません。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

以上で、建設政策課を終わります。

---

△建設整備課の審査

○委員長（石野田 浩）次は、建設整備課の審査に入ります。

---

△議案第139号 薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（石野田 浩）議案第139号薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）では、議案つづり、その1の139-1ページをお開きください。

都市公園を占有する場合の使用料について改定するものです。

次ページの139-2及び議会資料の1ページをお開きいただき、御参照ください。

今回改定しようとする占有物件は、電柱、電話柱などであります。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

す。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第140号 薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（石野田 浩）次に、議案第140号薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）議案つづり、その1の140—1ページをお開きいただき、御参照ください。

川内地域の川永野町にありますエコパークかごしまの建設に伴い、地区振興事業として整備した大原野池公園及び永利運動広場を普通公園として設置し、有料公園施設に大原野池公園のパークゴルフ場及び永利運動広場のグラウンドを新たに加え、その使用料を定めるものです。

また、議会資料の2ページに各公園の概要、及び3・4ページに位置図と配置図を掲載しておりますので、御参照ください。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（石野田 浩）次に、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）予算に関する説明書の58ページをお開きください。

8款2項3目道路新設改良費で803万4,000円の増額になります。説明欄に記載の一般道路整備事業費の委託料が主なものです。

また、下甕地域の手打地区で災害時の避難場所となっている下甕生活支援ハウスへの道路を改良し、通行車両などの安全確保、利便性を図るために測量設計業務を行うものです。場所は、下甕支所の前を通る市道手打茶園線になります。

次に、61ページをお開きください。

8款5項5目公園緑地費で1,984万5,000円の増額になります。説明欄に記載の公園管理事業費の工事請負費が主なもので、先ほど、普通公園条例の改定で説明いたしましたエコパークかごしまの建設に伴い、地区振興事業として整備しています大原野池公園を令和2年4月1日に開園する予定で整備を進めております。残りの工事の再積算を行ったところ、駐車場舗装工事などの工事費が不足するため増額するものです。なお、事業費の2分の1の1,000万円は、地区振興事業助成金が充当されます。

前に戻りまして、7ページをお開きください。

第2表繰越明許費の8款土木費2項道路橋梁費の一般道路整備事業費で、800万円を次年度に繰り越すものです。これは、歳出のところで説明いたしました下甌地域の市道手打茶園線の委託料になります。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

ここで、議案第142号の審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

○委員長（石野田 浩）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）前方のホワイトボードに図面をちょっと貼らせていただきたいと思います。

〔図面を掲示〕

○建設整備課長（吉川正紀）今、薩摩高城駅ポケットパークということで、薩摩高城駅の上の鉄骨のある部分を用地取得したところです。

今回、この建屋について設計業務を委託したところ、委託業者がこの建屋の基礎の部分及びこの鉄骨、それと土間コンクリート、そういうところをちょっと詳細に調査をしたところ、まずこの基礎の部分なんです、この線路のところから2Hラインといいまして、このラインがこの基礎に入っていないといけなかったんですけど、この基礎が調査したところ入っていませんでした。また、その関係でこの建屋が、この駅側のほうへ大体最大8センチ3ミリ、平均約7センチちょっと傾いている状態でした。

そこで、またこういう鉄骨も至るところに腐食が目立って、これを補修してまた使うというのが難しいということが出まして、検討したところ、この建屋を解体、基礎から全部撤去してやり直し

たほうが効率的にいいということが出たものですから、そこについて報告をさせてもらいたかったんです。

今後は、平屋の木造として建築をしたいということで、一応今の建築面積が1階部分で180平米ぐらいあるんですけど、それも今回100平米以下ぐらいに押さえて、その中でちょっとうまくできたらということで、今、湯田地区コミュニティ協議会とも協議をしているところです。一応木造の新築工事という形でさせてもらえればということで。

それと、この2Hなんです、崖地の高さの2倍以上離さないといけないということで、このところが大体3メートルぐらいセットバックした形でしょうということです。それと、基礎杭みたいなのはやっぱり打たないといけないということです、その基礎杭がこの2Hラインに入る形で整備しようということで考えています。

それと、駅側には、展望デッキという形で3メートルぐらいちょっとつくろうということで考えているところです。こういう形で湯田地区コミュニティ協議会とも協議をしているところです。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（成川幸太郎）今のポケットパークですけれども、予算は計上されてはいましたよね、2階、設計と。今回解体をして新しい平屋にされるということで、その予算内で全て足りるということなんですか。

○建設整備課長（吉川正紀）一応予算内でおさめようということで、ちょっと建屋自体の面積は少なくなるんですけど、そういう形で湯田地区コミュニティ協議会とも協議をしているところです。

○議員（成川幸太郎）いつごろの完成を目指して。

○建設整備課長（吉川正紀）10月の第3日曜日に、毎回駅まつりをされていますので、それまでには間に合わせようということで今計画をし

ています。

○委員長（石野田 浩）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

---

△第2次総合計画後期基本計画（素案）について

○委員長（石野田 浩）次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について当局の説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）では、資料の27ページの施策番号4、公園等の整備・維持管理と良好な景観形成の推進をごらんください。

まず、魅力・現状・課題でございますが、①において、今後予定されている各計画等を追記しております。追記したところは、川内川右岸の大小路は継続ですが、左岸側の天辰地区、それと入来麓地区も樋脇川の河川空間をちょっと追記しております。

また、28ページをごらんください。

記載の成果指数と目標値では、これまで市内の公園は、「快適な環境が整備されていると感じる市民の割合」としておりましたが、①に「施設利用者の満足度」、②に「施設の修繕や更新の進捗率」といたしました。なお、③においては、現状値を変更しております。

それでは、①でございますが、これは適切な維持管理がされ、快適で利用しやすい公園となっているかを確認するため、毎年1回、公園利用者にアンケートを行っていますが、この結果による数値で判断することといたしました。

なお、現状値や総合運動公園などの都市公園の利用者に、アンケートで得たサンプル数223の中から、「大変満足」、「やや満足」の項目を評価のポイントとし、89.7%となっております。令和6年度の目標値は95%としております。

次に、②でございますが、平成25年度から安全・安心な公園の利用を目的として、都市公園施設の改修・更新を長寿命化計画によりトイレの改修、大型遊具の更新を行っております。計画の見直しなどを行いながら、平成30年度までの計画した概算事業費を実施した事業費から換算し、進捗率を算出し、47.8%となっております。目

標値は、令和6年度で68.5%としております。この二つの成果指数のこれまで快適と感じる市民の割合からは、より具体的な数値の把握ができるものと思料されます。

また、③でございますが、平成27年度以降景観重要資産に指定した2カ所、吉川地区のそばどんの滝、西山地区の西山小学校の石垣を追加しております。

①②については、今後も長寿命化計画による公園施設の改修による機能充実を図ることにより、公園利用者の満足度も向上するというのを発揮すると思われます。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

以上で、建設整備課を終わります。

---

△建設維持課の審査

○委員長（石野田 浩）次は、建設維持課の審査に入ります。

---

△議案第141号 大規模修繕・更新補助川内河口大橋耐震補強（P2）工事請負契約の締結について

○委員長（石野田 浩）まず、議案第141号大規模修繕・更新補助川内河口大橋耐震補強（P2）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○建設維持課長（内田俊彦）議案つづり、その1の141—1ページをお開きください。

中段付近をごらんください。契約目的、方法、金額は記載のとおりでございます。

契約の相手方につきましては、植村・田島特定建設工事共同企業体になります。

141—2ページをお開きください。

参考の3、工事概要はP2橋脚の耐震補強工事

で、PCコンファインド工法という工法を実施することとしております。

右側のページに位置図を、次のページに川内河口大橋の側面図を添付してございます。側面図のところでは今回の契約場所は、橋の橋脚が9脚あるうち、久見崎町側のP2橋脚につきまして、橋脚の補強工事を行うものでございます。

お手元のタブレットの資料及び産業建設委員会の資料にて、PCコンファインド工法の説明をいたしますので、準備をお願いいたします。

2ページの右側になります。こちらのパネルと見比べながらごらんください。

今回の工事の契約内容は、こういう橋脚がございます。下のほうのこの白く見える部分が既存の橋脚になります。この周りにこの青色の鉄筋をずっと建て込みをします。建て込んだ後、このプレキャストパネルというのを橋脚にずっと巻いていきます。設置をして巻いた後、この鉄筋の部分の橋脚とパネルの間にすき間が出ますので、ここに水中不分離コンクリートというコンクリートを流し込んで一体化をさせます。その後、このPCプレキャストパネルをPCのより線で、こう縛り込んで補強するという工事を行うものでございます。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）ちょっと改めて教えていただきたいんですけど、この補強について耐震を補強するというので、その必要性というか、要するに老朽化したための耐震なのか、それともこれまでの耐震のその設計がちょっとこう甘かったから、それを厳しくするとそういうことなのか、その辺のこの数値的なことも含めて教えていただけませんか。

○建設維持課長（内田俊彦）これにつきましては、道路橋梁の地震に対する補強の考え方が、道路橋示方書という書物があるんですけども、その改定に伴いまして見直しがあったということで、今の状態では阪神・淡路の地震があったときの地震では構造的にはもたないということで、今

回はそれ相当の耐震、地震等にも耐えるということで今回の工事をするものでございます。

○議員（井上勝博）よく耐震構造で加速度というのを使いますよね。原発なんかもガルで使いますよね。建物なんかもその加速度で、どれだけの加速度の地震に耐えられるかってそういう数値的なことはわからないわけですか。

○建設維持課長（内田俊彦）済みません。後ほどちょっと調べて回答させていただきたいと思えます。

○建設部長（泊 正人）この橋梁の耐震補強、市内全域で800橋を超える橋梁をするわけですが、さっきありました阪神・淡路あるいは東日本の震災を受けて、そういう基準というものが見直されていて、それにそぐわない、まだそこまでもう一回補強をし直さないといけないということで、各橋梁について長寿命化計画というのを策定しております。それに伴いまして順次補強・補修を、耐震をしていくことになります。

ただ、この橋梁のこういった工事費というのが非常に大きくて、今後大きな懸案となっていきますけれども、ただ生活に必要な社会資本の施設でありますので、できるだけ早く進めていかないといけないとは思っておりますけれども、予算と相談しながら今後もやっていきたいということで、要は基準が変わってきたので、それに合わせるために精度を上げていくということで御理解いただければありがたいと思えます。

○委員長（石野田 浩）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（石野田 浩）次に、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設維持課長（内田俊彦）それでは、歳出から御説明いたしますので、予算に関する説明書の58ページをお開きください。

8款2項2目道路維持費になります。補正額は1億1,440万円の増額です。

主な内容につきましては、工事請負費の1億1,000万円と委託料の1,000万円になります。これは、市内全域の市道における伐採等の委託及び舗装等の維持補修、維持修繕のための工事請負費で15カ月予算となります。

なお、予算の概要書7ページの14にも記載しておりますので、御参照ください。

次は、同じページの下の段になります。

8款2項4目橋梁維持費になります。補正はございませんが、右側の説明欄に記載のとおり、特定財源の調整を行うもので、その他の財源から地方債に財源調整するものでございます。

次は、59ページをお開きください。

8款3項1目河川総務費になります。補正額は4,200万円の減額です。これにつきましては、県単急傾斜地崩壊対策事業の県の内示額確定に伴い、工事請負費及び委託料を減額するものでございます。

次は、60ページになります。

8款4項1目港湾総務費になります。補正額は140万円の減額です。これは、港湾施設にかかわる委託料で、長寿命化修繕計画策定に必要な点検業務委託の実績により減額をするものでございます。

次は、71ページをお開きください。

11款2項1目現年公共土木災害復旧費になります。補正額は6万2,000万円の増額です。これは、職員の給与関係の調整により増額するものでございます。

引き続き、歳入の説明を行いますので、25ページをお開きください。

下から4段目になります。16款2項6目土木

費補助金の2節河川費補助金になります。補正額は2,100万円の減額です。これは、先ほど歳出で御説明いたしました急傾斜地崩壊対策事業補助金で、県の内示により減額するものでございます。

次は、繰越明許費について説明をいたしますので、7ページをお開きください。

第2表繰越明許費の真ん中付近になります。8款2項道路橋梁費の道路維持補修事業の1億1,000万円です。これは、先ほど歳出で御説明いたしました道路維持費の15カ月予算で、公共事業の施工時期の平準化を図るため繰り越しを行うものでございます。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

ここで、議案第142号の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（石野田 浩）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員はありませんか。

○議員（落口久光）先ほどの141号の件でも聞いてもよかったんですけど、この基準が変わったということで、本市にはまだほかにもいっぱい橋があるんですけど、ほかの橋がどうなっているのかということと、河口大橋が一番優先度合が高かったという認識でよろしかったのか。いわゆるその基準に対してちょっと乖離が大きかったので河口大橋を先にしたのかとかいう考え方と、今の現

状についてお知らせいただきたいと思います。

○建設維持課長（内田俊彦）長寿命化計画では、基本的には耐震は含まれていないのが現状です。その中で河口大橋につきましては、県内の道路の位置づけとして、緊急輸送道路に指定をされているという道路でございました。

市といたしましては、まずその橋は非常に重要な橋だという位置づけでございましたので、通常補修で終わってもいいんですけども、そういう重要な路線だということで耐震も含めて、県・国とも協議をさせていただいて耐震までやろうという流れで整備をしております。

ほかの橋につきましても、基本的に耐震をしたほうがいいのかというのは十分我々も認識はしておりますが、何せ800橋を超える橋でございます。まずはそういう重要な橋から、耐震を含めて整備をしていくということで進めているところでございます。

○議員（落口久光）比較的、川内川ぐらいの規模のああい川を持っているまちの中で、薩摩川内市は橋が少ないと私はよく聞くんですけども、橋の数が。そうなったときに、やっぱりほかの橋も一部はちょっと強化して、もし万が一のときは、そちらをこう優先して通るようとかいう指導をしていかないといけない気がしますので、そういう国とかにもやっぱり相談をしていただきたいなと思うんですけど、そういう動きはしていただけるということでしょうか。

○建設維持課長（内田俊彦）耐震については、あと開戸橋もでございます。これにつきましても非常に重要な橋だということで、こちらも含めて耐震までやろうということで今進めております。

それと、天大橋につきましても国の直轄での代行修繕ということでしてございます。そっこのほうは、もう上部工は耐震もするんですけども、下部工については今後また協議の中で進めていくということになっております。

○委員長（石野田 浩）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

△第2次総合計画後期基本計画（素案）について

○委員長（石野田 浩）次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について、当局の説明を求めます。

○建設維持課長（内田俊彦）それでは、資料の43ページをお開きください。

主な変更を説明いたします。

施策1、災害に強い防災基盤の整備になります。今回、「保全」という言葉を追記してございます。

以降の現状・課題等に大きな見直し点はございません。

成果指標と目標値の見直し点を御説明いたします。

①の内水対策中期ビジョンの進捗率の目標値を27%に見直しを行いました。これは、総体事業費をベースとし、投資した事業費の割合を目標としたものでございます。

また、②の県単急傾斜地崩壊対策事業箇所数を新たな目標値として設定をし、目標値を60カ所と設定をいたしました。これは、これまでの急傾斜地の実績を参考に、今後5年間で実施できる急傾斜地の実施箇所を目標値としたものでございます。

44ページをお開きください。

施策の方向性を見直し部分について説明をいたします。

大きく二つの項目に分かれております。

まず、①の防災施設等の整備・保全の項目で、保全を追記してございます。見直した箇所は、ひし形の一番上で、国土交通省が推進している川内川の改修や天辰第二地区土地区画整理事業と一体となった引堤工事、さらに川内川河口部の高潮対策事業を促進するとともに、河川の堤防強化を促進するという見直しを行いました。

以降のひし形部分及び②の予防対策事業の推進につきましては、大きな見直しは行っていません。

下の施策体系の部分に「保全」を追記しております。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

以上で、建設維持課を終わります。

△都市計画課の審査

○委員長（石野田 浩）次は、都市計画課の審査に入ります。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（石野田 浩）まず、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○都市計画課長（伊東理博）予算書・予算に関する説明書の61ページをお開きください。

歳出でございます。

8款5項1目都市計画総務費の説明欄をごらんください。事項、都市計画総務費ですが、公共サイン整備事業費として、電源立地地域対策交付金対象事業の実績見込みに伴い、国庫支出金と一般財源との財源調整をお願いするものでございます。

歳入についてはございません。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

ここで、議案第142号の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（石野田 浩）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

△第2次総合計画後期基本計画（素案）について

○委員長（石野田 浩）次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について当局の説明を求めます。

○都市計画課長（伊東理博）資料2、第2次総合計画後期基本計画（素案）の45ページをお開きください。

政策Ⅳの施策2、快適な住環境と利便性の高い市街地の整備及び保全について、改定した内容を簡単に説明いたします。

まず、魅力・現状・課題の項目についてでございますが、現在の状況を反映した時点修正を行っております。ポイントとしましては、人口減少、少子高齢化社会に対応した持続可能なまちづくりの必要性を盛り込んでございます。

①の後段のほう、45ページの真ん中あたりになりますけれども、将来世代にわたってということなんです、そこで、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現のため、立地適正化計画の策定が必要であるということを追記しております。

46ページをお開きください。

成果指標と目標値については、具体的かつ定量的な指標とするため、表に示しております7項目を設定いたしました。

①の指標については、現在策定を進めております立地適正化計画の成果指標を取り入れる予定であり、調整中でございますが、具体的には居住誘導区域における人口密度を指標とする予定でございます。

次に、表の下の施策の方向性でございますけれども、①の中心市街地形成の項目には、「魅力ある発展」という文言を追加し、内容として立地適正化計画により、都市機能誘導区域・居住誘導区域を設定するということを明記いたしました。

②については、「市街地の整備」としていた項目を「都市基盤の整備・維持」という項目に改め、

これからの都市基盤については、整備するだけでなく維持することにも努めていく旨を明記しております。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

以上で、都市計画課を終わります。

△区画整理課の審査

○委員長（石野田 浩）次は、区画整理課の審査に入ります。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（石野田 浩）まず、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○区画整理課長（城之下 誠）一般会計補正予算の歳出について御説明を申し上げますので、予算に関する説明書の61ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理費であります。説明欄をごらんください。天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算の補正に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

ここで、議案第142号の審査を一時中止いた

します。

△議案第148号 令和元年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算

○委員長（石野田 浩）次に、議案第148号令和元年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○区画整理課長（城之下 誠）補正予算の内容について歳出のほうから御説明申し上げますので、予算書・予算に関する説明書の144ページをお開きください。

2款1項1目公債費、元金83万3,000円は、借入条件の確定により減額するものであります。同じく2目利子2万3,000円は、元金と同様に借入条件に確定により減額するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただき、143ページをお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金につきましては、歳出の補正に伴う財源調整により減額するものであります。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第159号 令和元年度薩摩川内市  
天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補  
正予算

○委員長（石野田 浩）次に、議案第159号令和元年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○区画整理課長（城之下 誠）補正予算の内容について歳出のほうから御説明申し上げますので、予算書・予算に関する説明書の82ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費において、職員の給与改定に伴い、職員の給料、職員手当等及び共済費を増額するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただき、81ページをお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金については、財源調整により増額するものであります。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

と決定いたしました。

△議案第160号 令和元年度薩摩川内市  
天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補  
正予算

○委員長（石野田 浩）次に、議案第160号令和元年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○区画整理課長（城之下 誠）補正予算の内容について歳出のほうから御説明申し上げますので、予算書・予算に関する説明書の92ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費において、職員の給与改定に伴い、職員の給料、職員手当等及び共済費を増額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻っていただき、91ページをお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金については、財源調整により増額するものであります。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△所管事務調査

○委員長（石野田 浩）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

以上で、区画整理課を終わります。

---

△入来区画整理推進室の審査

○委員長（石野田 浩）次は、入来区画整理推進室の審査に入ります。

---

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算について

○委員長（石野田 浩）まず、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（上川原雅之）予算に関する説明書（第5回補正）の61ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理費におきまして、入来区画整理推進室分は、右側の説明欄に記載のとおり、繰出金の減額であります。これにつきましては、特別会計で長期償還元金の減額に伴い、財源を調整したことによるものであります。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

ここで、議案第142号の審査を一時中止いたします。

---

△議案第149号 令和元年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算

○委員長（石野田 浩）次に、議案第149号令和元年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（上川原雅之）同じく予算に関する説明書の153ページをお開きください。

まず、歳出でございますが、2款1項1目元金におきまして、右側の説明欄に記載のとおり、実績見込みによりまして長期償還元金を減額するものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、前に戻りまして152ページをごらんください。

4款1項1目一般会計繰入金の減額は、歳出補正に合わせて一般会計からの繰入金を調整するものであります。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきもの

と決定いたしました。

---

△議案第161号 令和元年度薩摩川内市  
入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計  
補正予算

○委員長（石野田 浩）次に、議案第  
161号令和元年度薩摩川内市入来温泉場地区土  
地区画整理事業特別会計補正予算を議題といたし  
ます。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（上川原雅之）次は、  
予算に関する説明書（第6回補正）の102ペー  
ジをお開きください。

歳出についてですけれども、1款1項1目土地  
区画整理事業費におきまして、給与改定に伴い、  
右側の説明欄に記載のとおり、給与費等を増額す  
るものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、前に  
戻りまして101ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金の増額は、歳出補  
正に合わせて一般会計からの繰入金を調整するも  
のであります。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明  
がありましたが、これより質疑に入ります。御質  
疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めま  
す。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めま  
す。

これより討論、採決を行います。討論はありま  
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）討論はないと認めま  
す。

これより採決を行います。本案を原案のとおり  
可決すべきものと認めることに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）御異議なしと認めま  
す。よって、本案は原案のとおり可決すべきもの  
と決定いたしました。

---

△所管事務調査

○委員長（石野田 浩）次に、所管事務調査  
を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより  
所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願  
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めま  
す。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めま  
す。

以上で、入来区画整理推進室を終わります。

---

△建築住宅課の審査

○委員長（石野田 浩）次は、建築住宅課の  
審査に入ります。

---

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（石野田 浩）まず、審査を一時中  
止しておりました議案第142号を議題といたし  
ます。

当局の補足説明を求めます。

○建築住宅課長（南 忠幸）予算に関する説  
明書（第5回補正）の62ページをお開きくださ  
い。

8款6項1目住宅管理費におきまして、職員の  
扶養親族の増及び標準報酬月額の変動に伴いま  
して、職員の給与に係る経費15万3,000円の  
増額を行うものでございます。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明  
がありましたが、これより質疑に入ります。御質  
疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めま  
す。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めま  
す。

ここで、議案第142号の審査を一時中止いた

します。

---

△所管事務調査

○委員長（石野田 浩）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

以上で、建築住宅課を終わります。

---

△農業委員会事務局の審査

○委員長（石野田 浩）次は、農業委員会事務局の審査に入ります。

---

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（石野田 浩）まず、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○農業委員会事務局長（井手上和洋）予算に関する説明書の50ページをお開きください。

6款1項1目農業委員会費の補正は、業務量増に伴う職員手当等28万2,000円の増額補正でございます。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

ここで、議案第142号の審査を一時中止いたします。

---

△所管事務調査

○委員長（石野田 浩）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（井手上和洋）産業建設委員会資料の農業委員会事務局分をごらんください。

資料の1ページから3ページまでは、農業委員会の主な活動、農地法に基づく許認可事務等の定例の報告を、4ページには、太陽光発電施設に係る農地転用実績・県許可分を掲載しております。

5ページをお開きください。

農業委員の募集・応募状況について説明させていただきます。

現在の農業委員の任期が、令和2年4月30日で満了となることに伴います新しい農業委員の募集を、本年11月1日から12月2日まで行いました。

募集委員数19名に対しまして、応募者数19名でございました。その内訳は、3名以上の個人から推薦を受けた者が6名、法人等から推薦を受けた者が3名、みずから応募した者が10名でございました。

今後、選考委員会等を経て来年の3月議会に選任議案を上程、5月に委嘱の予定となっています。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これを含め、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（福元光一）農業界が寂れないようにあらゆる政策をされておられるんですけど、今薩摩川内市の農地の耕作率が前年度と比べて今年度はどうだったか。それと農業に従事する農家数は前年度と比べて今年度はどうだったのか。

といいますのも、やはり担い手、それから後継者を育成するためにいろいろ施策をされておるわけですが、その成果が出ているのか出ていないかを知る上に、やはりこの今言った農地の耕作率と農家の従事者数を前年度と今年度を比べてどうだったか。わかっていない——もう今はそこに資料

がないと言われるんだったら、また後で聞きに行きますけど。

○農業委員会事務局長（井手上和洋）現在の耕作率、農家数につきましては把握しておりますが、耕作放棄地につきましては、7月から10月まで利用状況調査を行いまして、その結果といたしましては、耕作放棄地は前年度より少しふえている状況でございます。

また、担い手・後継者等の育成等につきましても、市の当局とも協力しながら農業委員最適化利用推進委員、みんなで農地の有効利用を図るために後継者を見つけているところでございますが、なかなかその活用がうまくいかずに、耕作放棄地の解消が進んでいなかったという状況にございました。

○議員（福元光一）耕作放棄地が少しふえていたと。少しふえていたということは、どのぐらいふえていたか数字でわかると思いますが。

それから、その農家の従事者、それもなかなかうまくいなくてというのが、マイナスになったんですかね、それともどうだったんですかね、そのところを具体的にわかっておたら教えてください。

○農業委員会事務局長（井手上和洋）申しわけございません。耕作放棄地につきましては、はっきりした数字は、今ここにちょっと持ち合わせておりません。

それから、担い手等につきましては、農政課のほうで確認していただいておりますけれども、人数的には少しずつふえてきているところではございますが、耕作放棄地の解消までには至っていないというところでございます。

○委員長（石野田 浩）委員長から言いますけれども、簡単な資料なんでね。やっぱりそろえて持ってきておいていただかないと、質問に答えられないんじゃないかと困るんだけど。きょうの場合はわからないということだったから、後でまた議員に説明してあげてください。

[発言する者あり]

○委員長（石野田 浩）農業委員会でもわかると思うんだけどな。

[発言する者あり]

○委員長（石野田 浩）農政課は後からですけど、農業委員会でも把握できると思うんで

すけどね。まあいいですよ。今のは。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

以上で、農業委員会事務局を終わります。

△農政課の審査

○委員長（石野田 浩）次は、農政課の審査に入ります。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（石野田 浩）まず、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○農政課長（今井功司）それでは、まず農政課所管の歳出予算につきまして御説明いたしますので、薩摩川内市各会計予算書（第5回補正）の50ページをお開きください。

6款1項2目であります。農業総務費において、樋脇町にあります塔之原一区多目的集会施設の解体工事におきまして、当該施設の外壁にアスベストの使用が判明し、解体に係る施工方法を再検討する必要が生じ、年度内に解体工事を終了する見込みが立たなくなったことにより、本年度予算を全額減額するものであります。

次に、その下、3目農業振興費では、農業振興育成事業費において、まず説明欄の中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域におきます耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保及び担い手の育成を図るため交付するものであります。2地区におきまして交付対象となります農地の面積が増加したことに伴います増額であります。

次に、その下、地域集積協力金及び経営転換協力金は、農地中間管理事業に関するもので、農地中間管理機構に農地を貸し付けた地域及び個人に対して交付する協力金であります。地域や個人との協議が整い、県からの計画承認が見込まれる状況となったことに伴いまして、それぞれ増額するものであります。

次に、5目園芸振興費では、園芸振興育成事業費におきまして、県野菜価格安定制度負担金は、県青果物生産出荷安定基金協会が、野菜の価格が

大きく低落した場合に、価格補償を実施するための基金造成に対する負担金であります。らっきょうの近年の価格高騰によりまして、今年度の造成単価が増額となったことにより、不足が生じる見込みとなり増額するものであります。

続きまして、歳入予算につきまして説明いたします。

25ページであります。

16款2項4目1節農業費補助金のうち農政課分は、説明欄の1行目、機構集積協力金と、2行目、中山間地域等直接支払交付金であり、それぞれ歳出予算の増額に伴います財源収入を増額するものであります。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

ここで、議案第142号の審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

○委員長（石野田 浩）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○農政課長（今井功司）平成30年度の本市におきます主要農産物の生産状況につきまして、農協共販実績を中心に説明させていただきたいと存じます。

産業建設委員会資料（農林水産部）の1ページをお開きいただきたいと思います。

本市におけます主要農産物の生産状況につきまして、11品目の平成30年度生産状況をお示ししております。

各表には、平成28年度から平成30年度までの生産量、販売金額、販売単価の実績を、増減理由には平成30年度実績の増減理由としての考察をお示ししております。

各主要農産物の詳細の内容につきまして御確認

いただきたいと思います。

このうち、いちごにつきましては、販売単価が高値で推移したことから、生産量、販売金額は増加となり、ごぼうにつきましては、連作障害により作付面積の減少と土壌病害の発生によります発芽率の低下等により、生産量、販売金額ともに減少しております。

中段のらっきょうにつきましては、栽培面積の増や10アール当たりの収量の増により生産量が増加となり、販売単価が全国的な供給量不足によりまして高値となり、販売金額も増額となっております。

下段のぶどうにつきましては、無核品種の成木化によります生産量の増などによりまして、生産量、販売金額ともに増額となっております。

続きまして、2ページをお開きください。

上段のお茶につきましては、一番茶の出荷時期が早まり新茶需要に間に合わなかったことや、2番・3番茶のドリンク向け相場の低迷によりまして、販売金額など前年を下回っております。

米につきましては、主食用米への作付変更により生産量が増加し、単価も上昇したことから販売金額も増額となっております。

みかんにつきましては、極早生の豊作や病気の発生によります出荷量の減に伴い、販売金額が減少しております。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これを含め、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（福元光一）先ほど農業委員会のほうに質問をしたんですけど、農林水産部長にお尋ねいたします。

なぜ農業委員会のほうに質問をしたかといいますと、土地改良の農地などの整備などは農業委員会が窓口ですので、やはり農業委員会もある程度把握していなければならないというところでしたんですけど、やはり農地・農道、そういうのを整備しないと、後継者・担い手、そういうのも二の足を踏むような感じのところもあるわけですが、先ほど農業委員会に質問をしました。その耕作放棄

地と農地の耕作率、これは比率で言ったらわかるわけですね。農業、その比率と農家従事者、そこをもう一回お願いします。

○農林水産部長（中山信吾） まず、耕作放棄地の関係でございますけれども、ちょっと直近のデータはございませんけれども、平成28年が田畑を含めまして624ヘクタールというふうに把握しておりまして、平成29年度は約490ヘクタールというふうに耕作放棄地については把握しているところでございます。

また、農業従事者につきましては、総農家数といたしましては、農林業センサスによりまして、平成22年が5,177戸、平成27年が4,024戸ということですので、5カ年間で約1,000戸ぐらい、総農家数としては、農林業センサスによる統計数字ではそういう状況でございまして、平成22年と比較しますと、6割ぐらいに農家数としては比率は減っているというふうに把握しているところでございます。

○議員（福元光一） 両方とも耕作面積も農家従事者も減っていると。減っているということは、やはり今の農政のやり方での質問をしますと、後継者・担い手をふやす方向に一生懸命やっておられるという答弁をいつももらうんですが、この減っているということはやはり重大な問題であって、これからまた関係機関といろいろ協議をさせていただいて、とにかくこの数字が減らない、横ばいかふえる方向にもっていくようにしてください。お願いします。

○農林水産部長（中山信吾） おっしゃる提案のとおりでございます。我々も知恵と工夫を絞りながら、関係機関と一緒にやっているとこではございますが、本市の特徴としましては水田地帯であるということで、その水田耕作者が専業農家よりも、はるかに兼業農家の方が多いという背景もございますので、今後は、農林水産部農政課としましては、認定農業者等、専業農家に対する支援というのを厚くしておりますけれども、これにも規模拡大にも、それぞれの個人については限界があるというふうに考えておりますので、それに対して兼業農家の方々が水田作付を放棄されるという状況のほうが多いように個人的に感じております。

ですから、その辺の兼業農家に対する、兼業農

家の方が1年でも長く水田を耕作していただけるような施策の展開とか、そういうところも視野に入れた農業施策のあり方というのを検討しないといけないのではないかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（石野田 浩） 委員長からちょっと申し上げますけど、さっき農業委員会のところでも言いましたけど、やっぱり今部長も、平成22年のセンサス統計だとか、平成27年だとかいうデータで説明していらっしゃるよ。

現場の一番先端にいるのは、市の農政課、農業委員会だと思うんですよ。であれば、その辺の実態は、その国の統計よりも一番よくわかっているよ。いやいけないはずなんだけど、国の統計でいろいろ説明していらっしゃる。今後はやっぱり十分その辺の資料の精査の仕方も考えてください。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩） 質疑は尽きたと認めます。

△第2次総合計画後期基本計画（素案）について

○委員長（石野田 浩） 次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について当局に説明を求めます。

○農政課長（今井功司） それでは、第2次総合計画後期基本計画（素案）の該当ページ30ページでございます。

施策1の一次産業の振興と六次産業化の促進であります。

まず、魅力・現状・課題であります。1段落目になります。一次産業の振興と六次産業化の促進により、農林漁業が元気なまちづくりを目指していることと、本市の気象や地理条件を生かした農林水産物の生産・加工が行われている状況を魅力として追記しております。

現状と課題につきましては、①②の段落では、農業において認定農業者などの担い手の確保を追加。林業におきましては、木材資源の多面的活用や森林整備推進への取り組みが必要であるとし、漁業におきましては、水産物の付加価値向上のための流通体系構築が課題であると変更しております。

③④の段落では、本市の特色を活かした生産振興など質の高い農林水産物を安定生産する産地づくりも課題であるとし、31ページの上段、⑤の段落では、六次産業化において、新規の掘り起こしの推進や既存取り組みの進化・発展にも重点を置く必要があると変更しているところがございます。

次に、成果指標と目標値であります。「担い手への農地集積率」と「六次産業化等により新たに生まれた商品・サービス数」に変更しております。それ以外の項目につきましては、変更ございません。また、それぞれの指標におきまして、令和6年度時点の数値を目標値に設定しております。

32ページになります。

施策の方向性であります。②のところでございます。担い手への農地集積・集約化を追加、③では、スマート農業への取り組みについて追加しております。④では、GAPへの取り組みの推進を追加し、⑤では、関係機関とのネットワークの強化、販路開拓の推進などに変更・追記しているところがございます。

33ページになります。

施策体系は、施策の方向性に整合をとり、市民と行政の役割につきましては、前期からの変更はございません。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）30ページのところで、農業については、担い手不足や高齢化の進展によりというふうにあるんですが、担い手不足が、高齢化が原因で農業がなかなかうまくいかないというよりも、農産物の価格が不安定であったり、単価が安かったりということで、若い人たちが農業で生活するにはやっぱり赤字になってしまうということから、後継者不足、農業離れというのがこう生まれてくるんだろうと私は思っているんですけども、やっぱりその認識として、市としては、そういう担い手農家や認定農業やそういった方々だけじゃなくて、主にはやっぱり兼業農家の方々

が農業を支えている、特に米なんかは兼業農家が支えているという点があるわけですので、やっぱりこの兼業農家の方々に対してどういう支援をしていくのかということがないんじゃないかなと思うんですが、その辺について一つ教えていただきたいということと。

それからもう一つは、スマート農業の問題で32ページに書いてあるんですが、スマート農業といういろいろあるとは思いますが、その中で太陽光のシェアリング——農地の上にそのパネルを並べて、すき間からこの光が入ってきて、農産物もできれば電気も発生して、それが農家の所得にもなるというそういう方法が目ざされているわけですが、なかなかこれを推進するという話にはあんまりなっていないという気がするんですね。その辺についてのまた見解も教えていただきたいなと思います。

○農政課長（今井功司）まず1点目でございます。この総合計画につきましては、担い手不足、高齢化の進展等によりまして、生産力を支えてくださる農家の方が不足しているというふうな認識でございます。

また、先ほども部長からもございましたが、兼業農家の方の果たす役割につきましても再認識する必要がありますが、時期も来ているのではないかなと考えておりますが、具体的にどのようにやっているかということは、今後また状況を見ながらちょっと考えていきたいなと考えているところがございます。兼業農家につきましてはですね。

それと、もう一点の太陽光のシェアリングの事業なんですけれども、これは厳密に申しますと、スマート農業とは概念的には別ものでございまして、農地の上に太陽光設備を設置しまして、そちらで売電をすることによりまして収入を得るというような制度であるかと認識しております。

実例的に本市におきましては、1例、現在取り組んでいらっしゃる場所もございまして、その後の動きについては、まだ農家さんのほうで申請等の追加の分はないところございまして、現在のところ一人の方が取り組まれているということとちょっと話は聞いているところでございます。基本的に鹿児島県との許可のやりとり等しておりますので、本市の状況といたしましては、1件取り組んでいるという情報はつかんでいるところ

でございます。

○議員（井上勝博）今、家族農業に対する世界的な注目というか、関心、見直しが始まっていて、兼業農家については検討することが求められてきているという答弁がありましたわけですね。ぜひそういったところを支援していただくという考え方を持っていただきたいということと。

それから、先ほど名前は忘れましたが、ソーラーシェアリングでした。ソーラーシェアリングについては、農業の収入と同時に太陽光の所得収入も農家の収入になるということで、いわば農地のこの作物だけではなくて、その別収入も生まれるから、非常に農家にとってみれば助かる内容になっているわけですね。だから県の事業であるというお話ですけども、市としても注目していただきたいなと思います。

○委員長（石野田 浩）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

以上で、農政課を終わります。

---

#### △林務水産課の審査

○委員長（石野田 浩）次は、林務水産課の審査に入ります。

---

#### △議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（石野田 浩）まず、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○林務水産課長（永田一朗）それでは、歳出予算のほうから御説明いたしますので、予算に関する説明書の53ページをお開きください。

6款4項1目林業総務費でございます。説明欄をごらんください。これは、10月1日付の職員の人事異動に伴う給料等の増額補正であります。

次に、その下の6款4項2目林業振興費であります。説明欄をごらんください。これは、林業振興育成費の有害鳥獣駆除対策事業の委託料であります。

内容につきましては、市の単独分の委託料について、本年度の捕獲頭数実績見込みにより、今回増額補正をお願いするものでございます。

次に、54ページをお開きください。

6款5項1目水産総務費であります。説明欄をごらんください。これは、共済費を標準報酬額の変動に伴い、減額補正するものでございます。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

ここで、議案第142号の審査を一時中止いたします。

---

#### △所管事務調査

○委員長（石野田 浩）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

以上で、林務水産課を終わります。

---

#### △畜産課の審査

○委員長（石野田 浩）次は、畜産課の審査に入ります。

---

#### △議案第135号 薩摩川内市甌家畜診療所条例を廃止する条例の制定について

○委員長（石野田 浩）まず、議案第135号薩摩川内市甌家畜診療所条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○畜産課長（小城哲也）議案つづり、その1の135—1ページでございます。

補足説明をいたしますので、議会資料、農林水産部の1ページをお開きください。

まず、議案の趣旨につきましては、里、上甌及び下甌の家畜診療所を甌島地域の家畜診療体制の見直しにより廃止しようとするものであります。

甌家畜診療体制の見直しの経緯につきましては、本年3月の産業建設委員会におきまして説明いたしました。平成16年合併当初より指定獣医師の業務の委託により、市が行ってこられた薩摩川内市甌全域家畜診療等業務につきましては、指定獣医師の退任に伴い、平成31年3月31日付で業務委託契約を解除し、薩摩川内市甌家畜診療所診療等手数料徴収条例を廃止し、平成31年4月から甌島地域の家畜診療等業務を北薩農業共済組合へ引き継ぎ、新たな家畜診療体制が始まり、今後施設の利用の見込みがないことから、薩摩川内市甌家畜診療所条例を廃止しようとするものであります。

資料の中段にあります診療所の名称及び位置につきましては、記載のとおりでございます。

施設位置図につきましては、資料の2ページにお示ししております。

また、参考としていたしまして、甌島地域における平成30年度の畜産農家戸数と飼養頭数をお示ししております。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）獣医師の退任ということで、かわりに体制ができたということですが、ちょっとその辺は、この農家が6戸いらっしゃるわけですが、そういう体制上の不安というのは特に聞かれてはいないんですか。大丈夫ですか。

○畜産課長（小城哲也）この件につきましては、昨年、共済または甌のほうに出向きまして、いろいろ会長、農家さんと何回となく話をしてきました。それにつきましては、一応農家さんの御理解も得ているところでございます。

今現在、月2回ほど獣医師が行っているわけですが、いろいろ御指導とかいただきながら、現在

のところは助かっておるといってお伺いしております。

○議員（井上勝博）今、月2回とおっしゃったのですかね。しかし、例えば生産農家かどうかちょっとよくわからないんですけれども、その牛のお産の関係とか、そういったところの不安はないんですか。

○畜産課長（小城哲也）緊急時につきましては、高速船ですぐ走れるような体制もとっております。

○委員長（石野田 浩）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第136号 財産の無償貸付について

○委員長（石野田 浩）次に、議案第136号財産の無償貸付についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○畜産課長（小城哲也）議案つづり、その1の136—1ページでございます。

補足説明をいたしますので、議会資料、農林水産部の3ページをお開きください。

無償貸付財産は、薩摩川内市下甌堆肥センターの土地と建物でございます。

まず、議案の趣旨につきましては、薩摩川内市下甌堆肥センター条例の平成31年4月1日付の廃止に伴い、下甌島地域における家畜排泄物の管理及び処理の高度化を図り、下甌島地域の農畜産業の振興に資する施設として使用することを条件に、

下甌島地域の畜産農家に財産の無償貸付の公募を行ったところ、応募のあった以下の者を令和元年10月25日付に開催の貸付候補者選定委員会におきまして、貸付候補者を決定したことから、財産の無償貸付をしたいと思いますが、これにつきましては議会の議決を得る必要があります。

なお、貸付候補者の選定理由につきましては、下甌堆肥センターの設置目的と市の民間貸付の趣旨について十分御理解されておられ、選定委員会による総合的な審査の結果、適切な管理運営が期待できることから、貸付先候補者として適正であると判断されました。

概要の1にあります貸し付けする財産の土地は、薩摩川内市下甌手打字弓折4350番1でございます。地目は畑で、面積は540平米です。

建物は同敷地内にあり、鉄骨造りの1棟、延べ面積は186平米です。

施設の位置図につきましては、資料の4ページにお示ししております。

2の貸付候補者に決定した者は、薩摩川内市下甌町手打1888番地1にお住まいの蔵野量夫様でございます。

3の貸付期間は、令和2年1月1日から令和6年12月31日までの5年間としております。

参考といたしまして、下甌島地域における平成30年度の畜産農家戸数と飼養頭数をお示ししております。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（持原秀行）堆肥センターの貸付ということで5年間という計画なんです、この蔵野量夫さん、受けられる方、本人も畜産農家なんですか。

○畜産課長（小城哲也）畜産農家でございます。また、下甌和牛振興会の会長もしておられる方で、幅広く活躍されている方でございます。

○委員長（石野田 浩）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めま

す。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（石野田 浩）次に、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○畜産課長（小城哲也）まず、歳出予算につきまして、薩摩川内市各会計予算書・予算に関する説明書の51ページをお開きください。

6款2項1目4節共済費でございます。説明欄をごらんください。畜産総務費において増額しております。これは、給与費における共済費の補正でございます。

次に、19節負担金補助及び交付金において減額をしております。説明欄をごらんください。

畜産振興事業費では、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業において増額しております。これは、アフリカ豚コレラや豚コレラに係る野生動物の農場内侵入の防止を図り、家畜防疫対策の強化及び養豚農家の経営安定に資するものであります。野生動物の侵入防止用防護柵などの整備に要する経費の一部補助でございます。

アフリカ豚コレラは、アジア地域、特に中国で昨年8月に発生が確認され、近隣諸国に感染が拡大し、本年9月には韓国でも発生が確認されたところでございます。

また、国内におきましては、豚コレラが昨年9月に岐阜県において発生が確認され、今もなお感染が拡大しており、国内では現在までに約15万頭が殺処分されております。

詳細につきましては、産業建設委員会資料の

3ページをお開きください。

資料下段の米印に記載のとおり、豚やイノシシが感染する病気で、アフリカ豚コレラは、日本でも感染が拡大している豚コレラとは別の伝染病でございます。致死率が高く有効なワクチンや治療法がないため、この伝染病が発生した場合の畜産業に与える影響が甚大であることから、家畜伝染病に指定されております。

そのようなことから、国においては、養豚経営体に対しまして、野生動物侵入防護柵を整備するアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業が措置されたところでございます。

委員会資料の上段には、国の事業概要をお示ししております。この事業の実施期間は、令和元年度限りとなっております。補助率は総事業費の2分の1、事業実施主体は鹿児島県畜産協会となっております。

中段には、国の事業に県の上乗せ助成の概要をお示ししております。補助率は上限75万円と設定してございます。

下段には、市の上乗せ助成の概要をお示しております。県の上乗せ補助に準じた補助率の上限75万円とさせていただきたいと考えております。

今回、北薩家畜保健衛生所は、養豚経営体に事業実施要望調査を行ったところ、4戸の事業参加者から事業実施の申し出がございまして、薩摩川内市も上乗せ助成を行いたいと考えており、今回増額の補正をお願いするものでございます。

なお、本事業の名称につきましては、令和元年11月28日付で農畜産業振興機構事業実施要綱が改正されたことに伴い、「アフリカ豚コレラ」が「ASF」に、「豚コレラ」が「CSF」に名称が変更されたことから、今後の事業名称は、「ASF侵入防止緊急支援事業」に変更になりますことを報告いたします。

次に、委員会資料の4ページをお開きください。

ここには、平成30年度におけます畜産生産額調を記載してございます。畜産生産額は121億4,300万円、このうち養豚につきましては、飼養戸数7戸で、生産額は4億800万円となっております。

仮に本市においてアフリカ豚コレラや豚コレラが発生しますと殺処分となり、農家の損害は、はかり知れないもの、また経営再開にも影響を及ぼ

すこととなりますので、未然にウイルスの侵入と発生防止対策の徹底が必要となります。

資料の5ページにアジアにおけるASFの本年11月24日現在の発生状況、また資料の6ページには韓国における9月以降の発生状況、また資料の7ページには国内におけるCSFの11月22日現在までの対応、それにつきまして50事例発生して15万頭が殺処分ということでございます。次の8ページには発生場所をお示ししておりますので、参考にしてくださるようお願いいたします。

済みませんが、予算に関する説明書の51ページにもう一回お戻りください。

説明欄の一番下の下段のほうですが、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金において減額をしております。これは、入札執行残に伴い不用額が生じたために補正を行うものでございます。

続きまして、歳入予算について説明いたします。

予算に関する説明書の25ページをお開きください。

16款2項4目1節農業費補助金でございます。説明欄をごらんください。畜産課分は、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金において減額しております。これは歳出で説明いたしました事業に係る県からの減額分でございます。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠）説明のとおりだと思っておりますが、こういう豚コレラとかいろいろの発生をすると、やっぱり農家に多大な影響があるということは、もう説明のとおりです。

まして、本市にとっては、第一次産業の大きな軸となっている、畜産振興121億円という大きな生産額を持っているわけですので、いろいろとこれまでもこうした病原菌が出て蔓延をして、牛の殺処分とかいろいろありましたので。ただ、この制度なんですけれども、補助率が、設置の長さによってこう段階的にしていますけれども、設置がこの制度を活用できるのは、ちょっと私は聞き違いかもしれんけど、1年だけですか。ちょっとそれも。

○畜産課長（小城哲也）この事業につきましては、1年限りとなっております、この資料を

出した後に、また国・県の上乗せが、若干増額になっております。そこも含めて、今回はもう間に合わなかったわけですが、計算をしますと、農家さんはもう消費税の手出しぐらいになるのかなという、今のところは計算上ではそうになっておりません。

○委員（上野一誠）未然に防ぐという方策の補助金ですので、だから今回この資料では、あんまり多くの方が手を挙げていらないようにも思えるんだけど、この制度そのものを農家の方々がどのぐらい知っていられるか、そういう意識調査的なものはされたんでしょうかね。

○畜産課長（小城哲也）この養豚につきましても、鶏もですけど、こちらにつきましても、家畜保健衛生所も窓口となっております。

全農家に説明をした後、この事業の手を挙げられたのは4戸なんですけど、この防護の関係につきましても、簡易なやつでもいいとはうたってありましたが、全農家義務化というふうな形で新聞等にも出ておりました。

○委員（上野一誠）最後にします。今回の処置は、そういう関係者にとっては、おおむね理解をされて十分な対応等をするような取り組みに当たるというふうな理解でいいですかね。

○畜産課長（小城哲也）はい。そのような御理解でよろしいです。

○委員長（石野田 浩）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）豚コレラについては、もうワクチンが物すごく有効だというふう聞いてるんですね。現場では、ワクチン接種を望むという声が出て、報道でもされているわけですけども、このワクチン接種については、やっぱり有効であるならば、国に対して認めなさいということ言うべきじゃないかと思うんですが、その辺はどうお考えなんでしょうか。

○畜産課長（小城哲也）日本の豚コレラですが、こちらについては今ワクチンの空中散布とかやっております。抗体ができるということで完全になくなるというわけではございません。ただ、アフリカ豚コレラにつきましても、ワクチンがな

いということで、今国が韓国まで来ているということで早目の対応ということでやっているとごさいます。

○農林水産部長（中山信吾）ちょっと補足説明をさせていただきます。

ワクチンの接種を全国的にした場合、現在外国に枝肉、豚肉を輸出しておりますけれども、これが非清浄国ということになりまして、国外への輸出ができない状況になりますので、国としてはそういうことを、今輸出されている輸出率が上向している中で、そこが遮断されることになりまして、そういうほかの農家に与える影響も大きいということから、今限定的なことをすることで海外輸出のほうも行えるようにしたいという思惑もあって、全国的な接種というのは控えて、現在発生している県を中心に予防接種をしているという国の考え方があるということをお理解いただきたいと思っております。

○委員長（石野田 浩）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第142号の審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

○委員長（石野田 浩）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員はありませんか。

○議員（福元光一）ハンターの高齢化によって、ハンターが減少しているということなんですけど、鹿とかイノシシを捕獲したときには補助金が出ますよね。その頭数の流れが前年度と比較してどのぐらい、流れをちょっと教えてください。

○畜産課長（小城哲也）こちらにつきましても、林務水産課のほうでございまして、ちょっとその数字は我々は把握してございません。

○農林水産部長（中山信吾）イノシシと鹿に

ついてでございますけれども、ちょっと確実な細かい数字はあれですけれども、イノシシが大体2,000頭、それから鹿が3,000頭で、ここ二、三年はその実績では推移しているというふうに理解しているところでございます。

○委員長（石野田 浩）ほかにありませんね。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

以上で、畜産課を終わります。

ここで、休憩いたします。再開をおおむね13時といたします。

~~~~~

午後0時 1分休憩

~~~~~

午後0時58分開議

~~~~~

○委員長（石野田 浩）休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### △耕地課の審査

○委員長（石野田 浩）次は、耕地課の審査に入ります。

---

#### △議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（石野田 浩）まず、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○耕地課長（堀ノ内美年）まず歳出について御説明いたします。

予算に関する説明書の52ページをお願いいたします。

6款3項1目農業土木総務費で、標準報酬額の定時改定に伴う共済費の減額であります。

次に、同項2目農業施設改良費で、農道等で危険な箇所等について舗装等の整備を行い、事故防止を図るものであります。それと同じく市単土地改良事業費の増額であります。

次に、農業施設県営事業負担金については、額が確定した事業について減額を行うものであります。

なお、団体営土地改良事業費については、県補助金に関連した財源調整となります。

次に、同項3目湛水防除事業費については、電源立地地域対策交付金に関連した財源調整であります。

次に、飛んで70ページであります。

11款1項1目現年公共農林水産施設災害復旧事業費で、6月に発生した豪雨で被災した農地等の災害復旧につきまして、県管理河川等と隣接するものについて協議が整いましたことから今回増額するものであります。

次に、歳入であります。

18ページをお願いいたします。

13款1項3目災害復旧費分担金で、現年公共農林水産施設災害復旧事業費の増額に伴う受益者負担金であります。

次に、25ページです。

16款2項4目農林水産業費補助金の耕地課分は450万円の増額となっております。これは農業用ため池に関する県補助金の内示が増額されたものによります。

16款2項9目災害復旧費補助金は、現年公共農林水産施設災害復旧事業に伴う県補助金の増額であります。

続きまして、繰越明許費であります。

7ページをお願いいたします。

6款3項農業土木費は、先ほど歳出で説明いたしました市単土地改良事業費で、工事の平準化を図るため15カ月予算として繰り越すものであります。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

ここで、議案第142号の審査を一時中止いたします。

---

#### △所管事務調査

○委員長（石野田 浩）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

以上で、耕地課を終わります。

---

#### △六次産業対策課の審査

○委員長（石野田 浩）次は、六次産業対策課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（石野田 浩）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○六次産業対策課長（寺田和一）本日資料を提出せずに、急な御報告となりましたことをまずおわび申し上げます。

六次産業対策課では、本年3月に策定をいたしました第2次薩摩川内市六次産業化基本計画に基づきまして、六次産業化に関するさまざまな働きかけをすることにより、本市の農林漁業者の所得向上を目指すことを目的として、六次産業化推進事業業務委託を行っているところです。

その業務委託の一つとしまして、女性農業者や市民の方を対象とした六次産業化実施計画承認者の六次産業化商品を活用した料理教室を開催することといたしました。

実施日は、年が明けまして令和2年2月10日月曜日11時から、中央公民館で行います。

本来であれば資料を提出すべきでありましたが、日程等詳細につきまして、先週末ようやく決定いたしましたので、本日の報告になりました。まことに申しわけございませんでした。

それから、あわせまして、新たな六次産業化の取り組みを促進する事業といたしまして、新商品アイデアを実現する意向のある市内の農林漁業者を対象とした、薩摩川内六次産業化新商品アイデアコンテストも実施することとしておりまして、

12月24日火曜日を応募締め切りとして、現在、商品のアイデアを募集中であります。

○委員長（石野田 浩）今の資料なしでという説明だけど、後で棚入れか何かしてくれるの。

○六次産業対策課長（寺田和一）はい。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（福元光一）その料理教室は、講師は誰が来るんですか。どの団体か、誰が。

○六次産業対策課長（寺田和一）委託先のほうから聞いておりますのは、鹿児島市内で飲食店を運営されている方に御協力いただいて、うちの六次産業化商品を素材に使った料理教室というふうにしております。

○六次産業対策監（小柳津賢一）補足をさせていただきます。ちょっときょうは紙が用意できなくて本当に申しわけございませんでした。講師の先生のお名前も含めてきちっと固まり次第、改めて紙で皆様にお知らせをいたします。申しわけございませんでした。

○委員長（石野田 浩）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

以上で、六次産業対策課を終わります。

---

#### △商工政策課の審査

○委員長（石野田 浩）次に、商工政策課の審査に入ります。

---

#### △議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（石野田 浩）まず、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○商工政策課長（末永知弘）薩摩川内市各会計予算書（第5回補正）の55ページをお開きください。

7款1項1目商工総務費の増額で、商工観光部

全体の職員給料並びに職員手当等を増額しようとするものでございます。

次に、2目でございます。商工振興費の地域経済事業費であります。地域経済事業費のうち本課分の補正額は461万2,000円で、厚生労働省の委託事業として地域雇用活性化推進事業を実施するため設立いたします、薩摩川内市地域雇用創造協議会に対する負担金を計上するものでございます。

ここで、地域雇用活性化推進事業の概要について説明いたしますので、委員会資料の1ページをお開きください。

まず、(1)の事業の目的でございますが、人手不足が続く中、企業の採用力向上や人材育成に取り組みながら、地元企業への就職促進を図ることを目的としております。

(2)の事業主体は、薩摩川内市地域雇用創造協議会であり、市、商工会議所、商工会、企業連携協議会を構成団体といたしております。

(3)の事業の内容につきましては、次の三つの取り組みを実施することとしております。

まずアの市内事業所を対象に事業所の魅力の向上、事業拡大を支援する取り組みで、具体的には、応募が来る求人票の書き方や現場管理者の役割を学ぶ講習会、インターンシップのプログラムの組み方など、企業の魅力向上や採用力アップを目指すものでございます。本年度は、全7回のカリキュラムで実施する予定でございます。

二つ目は、地域求職者を対象といたしました人材育成の取り組みであり、本年度は、インターネットやSNSを活用した情報の見せ方、発信の仕方を学ぶ講習会を6回シリーズで実施予定でございます。

三つ目は、地元就職促進の取り組みであり、本年度は、市内企業の企業紹介を兼ねた合同面談会の開催を予定をしているところでございます。

(4)の事業の実施期間は、記載のとおりでございます。

(5)の事業費につきましては、3年度間で4,679万3,000円でございます。のうち、国から委託費が4,159万7,000円でございます。

今回の補正予算につきましては、国の委託費に含まれないホームページの立ち上げなどの広告費、

協議会で雇用する事務員の保険などの労務関係の事務代行経費と、国から委託費が概算払いされるまでのつなぎ経費を含めまして、461万2,000円について計上しているものでございます。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（松澤 力）今説明をいただいた地域雇用活性化推進事業のこの事業者が何社ぐらいこの対象と、概算だと思うんですけど、なってくるのと、あとそのUIJターンの希望者の方に、どのようにこの情報を伝えていかれるかというところを教えていただけたらと思います。

○商工政策課長（末永知弘）それぞれ講習会等を開催することとしておりますが、大体40から60社ぐらいをターゲットにして参加をいただきたいというふうに考えております。

それと、UIJターン者への情報の発信をどうやって集めていくかという部分は、東京などでございます移定住に係るイベント等にも参加をしながら、そういうところに呼びかけをして、薩摩川内市に興味を持ってもらって就職につなげたいというふうな考えでおります。済みません。あとSNSとか、そういうものでも十分周知をしていきたいというふうに考えております。

○委員（松澤 力）地元雇用と、定住に生かせる非常にすばらしい事業だと思いますので、幅広く情報が伝わるように、またいろいろ取り組んでいただけたらというふうに思います。

○委員長（石野田 浩）ほかはありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員はありませんか。

○議員（落口久光）今の質問に重複するんですけど、今までも多分やっていたと思うんですけど、昨年、一昨年と今度やろうとしているやつで、具体的なUIJターン者への周知の違う点、新たな取り組みとか強化するところとかいうのを教えてください。

○商工政策課長（末永知弘）今回は、国の委託事業を受けることになっておりまして、新たに情報チャンネルをふやすという意味でホームペー

ジの立ち上げもさせていただくこととしております。

あとあわせまして、情報誌の発行もしながら、いわゆるその東京などでの移定住関係のイベント等で配布をしながら、薩摩川内市のファンをふやすというか、そういう形をとっていきたいというふうなことで考えております。

**○議員（落口久光）** 以前も県外とかに出た方々を登録か何かをして、もっとこう直接そういう情報発信ができませんかというお願いというか、したこともあるんですけど、何かそういうもうちょっと攻めの取り組みみたいなのか、その就職を、職を変えたいなどという人たちが、もっとこうダイレクトに本市の情報をピックアップできるような、そういう環境をつくるとかいうのもそこに入っているという認識でよろしいのでしょうか。

**○商工政策課長（末永知弘）** 求職者と求人者のマッチングサイトもつくる予定にしておりますので、その中で、今一部構築をしておるんですが、119社ぐらい登録をさせていただいております。その中で企業の魅力の発信も含めて求人をするとしております。それを少し強化をしていきたいというふうな考えでおります。

**○議員（中島由美子）** やっぱり大変いいことかなと思ってるんですが、最近ちょっと聞くのが、息子や娘が都会とかに出ていて、こう帰ってほしいんだけど、なかなか仕事がないというのもよく聞くんですよ。

そうしたときに、もうやっぱり私もあんまりわからないので、いろいろ情報を発信されていますよという程度で終わっているんですけど、そういうやっぱり帰ってきてほしいなと思っていらっしゃるお父さんお母さん方って結構いらっしゃるんですね。そのあたりにまでこう行き渡るのかどうか、そのあたりはどのように考えておられるか、教えてください。

**○商工政策課長（末永知弘）** 議員おっしゃるとおりでございますが、我々は学校なんかにも出かけて行って、こういう地元で働きませんかということをしているんですけど、卒業生に対して帰ってきたいというような声も学校に届いている場合もありますので、そういうところからの情報発信と、あわせてそういう保護者の方、親の方にもこういうチラシを含めて情報発信を十分にしてい

きたいというふう考えているところです。

**○商工観光部長（古川英利）** 実際、相談を個別にいただいたりしている例もたくさんあります。現状をいいますと、地元企業で都会で稼ぐぐらいの給料がない、ホワイトカラーも含めてブルーカラーというか、専門の方も含めて、なかなかそういう部分でお子さんがちゅうちょしているところがあるというのは、相談があつたりします。

ですので、我々としては、そういう個別案件もそうなんですけれども、相手方が——相手方って都会に出た方は、ハローワークあるいは求人サイトで見られていますので、それだけではなくて、会社の魅力、オーナーさんの魅力、それから福利厚生、そういったものの情報も必要かなということで、SNSあるいはホームページになるんですけども、そういう伝達はしていきたいと思っております。

あと、地元の親御さん向けのチラシとか、それから仕事博、それからキッズニアみたいなあいうことを含めて、地元の企業を知ってもらう機会はまだまだふやす必要があるかというふうに考えています。

**○委員長（石野田 浩）** ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（石野田 浩）** 質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第142号の審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

**○委員長（石野田 浩）** 次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

**○商工政策課長（末永知弘）** 所管事務調査で2点、御報告をさせていただきたいと思えます。

委員会資料の2ページをお開きください。

1点目は、薩摩川内市産業支援センターの取り組みについてでございます。

産業支援センターは、主な業務といたしまして、（2）にありますとおり、創業希望者の相談対応や事業者が抱える課題解決の提案などのコーディネート業務のほか、事業所のニーズにあった講演会やセミナーなどの実施、また課題となっております人手不足による雇用対策にも注力していると

ころでございます。

(3)の業務の実績でございますが、①の相談件数の状況、②の講演会、セミナーの実績、③の雇用対策では、各学校を訪問しながら市内事業者への就職についてのお願いや、企業連携協議会と一緒に地元就労促進を行ったところがございます。

(1)の相談件数の内訳ですが、売上拡大あるいは経営改善というようなものが多くございます。

あと、次に創業に関する相談も多い状況でございます。特殊な相談につきましては、専門家を派遣するなどして対応しているところがございます。

②の講演会、セミナーでは、従業員の労働負担軽減のためのロボット開発に関する講演会や、セミナーでは単独事業所で行うことが難しい新採用従業員の合同研修会など、事業所の課題やニーズを捉えたテーマで実施をしております。

③の雇用対策は、先ほども申し上げましたが、市内外の学校訪問をして校長先生や進路指導の先生とも意見交換をしながら、本市の事業所への就職促進を図っているところがございます。

このように産業支援センターは、市内事業者や創業希望者の相談窓口として運営をしてきたところでございますが、事業者の経営相談などについては、商工会議所、商工会による対応や支援の充実が望ましいといった意見があることや、創業希望者への支援についても商工会議所が実施する創業支援の取り組みが積極的に行われており、中小企業庁からも高い評価を受けているところがございます。また各種セミナー、雇用対策につきましても、商工会議所と連携により、取り組み基盤が整いつつあるというふうに考えております。

このようなことから、産業支援センターを本年度末をもって閉所することを現在考えております。今後におきましては、商工団体等の民間連携による取り組みを市が後押ししながらサポートしていくことが望ましいと考えております。

現在の支援体制が後退しない形で、商工団体のそれぞれの役割と行政の協力体制をしっかりと整理をしまして、内発型産業振興を推進してまいりたいと考えているところがございます。

産業支援センターについては、以上でございます。

2点目については、専門職のほうで説明をいた

します。

**○専門職（山内哲郎）** それでは、川内港久見崎みらいゾーン開発事業の動向について、御報告いたします。

委員会資料の3ページをお開きください。

さきの議員全員協議会で事業計画等について御報告させていただきましたが、その後、動きがありましたので御報告いたします。

まず、(1)造成工事着工についてです。

本年8月から県と協議してまいりました川内港久見崎みらいゾーン開発事業につきまして、12月5日付で開発許可をいただきました。現在、年明けの工事発注に向けて手続を進めております。

工事受注者が決まりましたら、工事の進め方などについて協議を整えた上で、地元説明会を開催した後に造成工事に着工する予定としております。

次に、(2)産業立地基本計画策定業務着手についてですが、川内港久見崎みらいゾーンにおける造成完了後の土地利用について、循環型経済や持続的な成長が期待できる再生素材や再生エネルギーなどによる新しい産業の集積拠点づくりを目指しまして、基本計画策定に取りかかることといたしております。

なお、策定に当たりましては、地元、大学、有識者等を交え、勉強会や検討会などを開催し、幅広く御意見を伺いながら来年の11月末を目途に計画策定してまいりたいと考えておるところです。

**○委員長（石野田 浩）** ただいま当局の説明がありましたが、これを含め、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（石野田 浩）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（成川幸太郎）** 先ほど、産業支援センターは、本年度をもって閉所されるというふうに言われたようだけど、間違いはないですか。

**○商工政策課長（末永知弘）** 閉鎖する方向で今考えております。

**○議員（成川幸太郎）** これまで大分助けになってきたのは事実だと思いますし、ただ場所を移転されて、この間、つい最近予定した場所にちゃんと改装してつくられたわけですけども、今あそこにいらっしゃる所長やら人を採用される際、

相当手間をかけて慎重な採用をされてきたと思いますし、もし廃止になった場合に、あの人たちをどういうふうに処遇されるのか。

それと、お金をかけて、今の国際交流センターの一角を改装してきて、できたばかりなのに廃止をしてしまったら、あのかけた金は後をどう使うのか、そこら辺のお考えをちょっと教えてください。

○商工政策課長（末永知弘）産業支援センターのほうでは、3名の方が従事をしていただいております。議員言われたとおり、最初の採用のときには、センター長、副センター長のコーディネーターを募集する形をとらせていただきました。

今回閉所に当たっては、今の産業支援センターの運営の方法といたしましては、委託方式をとっていることから、一応委託が終わる形になるかというふうに考えております。

それぞれの今のお三方の御意向も一応お聞きはしているところでございますけれども、センター長におきましては、もう年齢もあるということで、一旦お仕事はもう終わりにしたいというようなこともおっしゃっていらっしゃいます。あと、副センター長においても、次の予定があられるというふうなことを聞いているところでございます。

あと、できたばかりの産業振興センターのお金をかけた部分があるんだがというところがございますけれども、今後は、今は企業連携協議会の事務局と二つの事務局が入っている形になってございますので、今後は企業連携協議会の事務所として、使用許可という形で運用をさせていただきたいというような考えでおります。

○委員長（石野田 浩）ほかにはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

△第2次総合計画後期基本計画（素案）について

○委員長（石野田 浩）次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について、当局の説明を求めます。

○商工政策課長（末永知弘）第2次総合計画後期基本計画（素案）の34ページをお開きくだ

さい。

政策Ⅲ、施策2の地域の強味を活かしたビジネス展開と連携による商工業の振興についてでございます。

本施策では、大きく五つの項目に整理したところでございます。

まず、魅力・現状・課題についてでございます。

①は、地域経済の活性化と雇用対策でございます。地域経済の活性化には、商工団体や事業者同士の連携が重要であること、それと人口減少による人手不足が続いていることから、雇用環境の安定化を盛り込んでおるところでございます。

②は、中小企業の支援育成でございます。商工団体や企業連携協議会の取り組みにより、内発型産業振興が進みつつある一方で、不安定な企業経営や雇用環境が続いていることから、引き続き企業の経営基盤の強化が必要であるとしております。

③は、企業誘致などによる雇用の創出でございます。川内港や高速道路の整備の進捗を踏まえまして、引き続き、企業誘致の推進と新たな創業による雇用の場の創出が必要であるとしております。

35ページになります。

④ですが、次世代エネルギーの関連産業の振興でございます。次世代エネルギーに関する各種実証事業で得られた技術を生かし、関連する産業の育成や誘致を目指す必要があるとしております。

⑤は、先端技術産業の育成でございます。AIやIoTなどの技術が進歩していることや、新素材の開発など、先端技術を活用した動きも活発化していることから、事業者の事業拡大や支援の充実が求められているとしたところでございます。

めざす姿については、変更しておりません。

次の成果指標と目標値でございますが、①は、地域経済活性化と雇用対策の観点から、市内事業所や商店街の店舗の減少に歯どめをかける視点と、若者の市内企業への定着を目指すという視点で設定をしております。

②は、変更しておりません。

③は、前期に引き続き、年間5件の企業誘致数を目標としたところでございます。

④と⑤は、次世代エネルギービジネス、セルロースナノファイバーを初めとする先端技術産業に取り組む事業者の増加により、新たなビジネスや関連する事務所などの立地につなげたいという

視点から設定をしております。

次に、36ページになります。

施策の方向性でございます。

①は、事業者の課題の相談対応や事業連携などの支援により、地域経済の活性化を図り、中心市街地や周辺部の商圈の充実を図ることとしております。また、雇用環境の対策についても、安定した雇用ができる環境づくりを進めたいとしたところでございます。

②は、中小企業の経営基盤の強化などを支援しながら、事業拡大や新たな事業展開を行う企業の育成に取り組むとしております。

③は、企業誘致の推進と関係団体との連携による創業支援を行いながら、新たな雇用機会の創出に取り組むとし、あわせて川内港久見崎みらいゾーンの開発を進めるとしてしております。

④は、次世代エネルギー関連ビジネスに取り組む企業への支援や関連産業の育成、誘致に取り組むとしており、⑤は、竹セルロースナノファイバーなどの新素材や先端技術の活用に取り組みやすい環境整備をするとともに、事業者の育成・支援に取り組むといたしております。

施策体系は、記載のとおりでございます。

38ページの市民と行政の役割分担につきましては、市民の役割のところですが、市内の企業・事業所を知り、関心を持ってもらうことということを追加をいたしております。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

以上で、商工政策課を終わります。

△交通貿易課の審査

○委員長（石野田 浩）次は、交通貿易課の審査に入ります。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市

一般会計補正予算

○委員長（石野田 浩）まず、審査を一時中止してございました議案第142号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○交通貿易課長（有馬眞二郎）それでは、補正予算について説明いたします。

予算に関する説明書の55ページをお開きください。

7款1項2目商工振興費、説明欄、事項、コミュニティバス等利用促進事業費は、国土交通省の支援事業であります地域間幹線系統確保維持費補助金につきまして、6系統のバス路線でございますが、鹿児島県より本市の負担額が示されたことにより増額補正でございます。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

ここで、議案第142号の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（石野田 浩）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○交通貿易課長（有馬眞二郎）それでは、所管事務調査について御説明いたします。

産業建設委員会資料の4ページをお開きください。

1、川内港港湾計画改訂についてでございます。

川内港港湾計画改訂は、平成元年以来、30年ぶりの改訂であり、国の交通政策審議会港湾分科会の承認を経まして、去る11月29日に鹿児島県公報に概要の公示がなされ、手続が完了しております。

改訂内容につきましては、唐浜埠頭水深12メートル、耐震強化岸壁、新たな用地整備などになり、「鹿児島県北西部地域の産業の競争力

強化を支え、アジアとともに成長する川内港」を将来像に掲げ、物流・産業面における国際競争力の強化などの方針を定めております。

5ページをごらんください。

今後の取り組みとしまして、林産品の流通体制の強化を目指し、次世代型林産品輸出システム検討会や広域的な関係者との協議を通じ、地域活性化に寄与する取り組みを行う川内港地域活性化協議会を設立しており、目標達成に向け、今後さまざまな協議、取り組みを実施する予定であります。さらに、川内港整備促進期成会による川内港の早期整備実現に向けた国への要望等を行う予定であります。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありました。これを含め、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（松澤 力）デマンド交通がスタートしている地域があると思うんですけども、今利用実態を少し伺ってきた中で、もちろんその予約制で時間とか場所とか利用されていると思うんですけども、そういう中で、高齢者の方が多くいらっしゃると思うんですけども、例えばその予約をしたけれども、その予約した方がその予約したことを忘れてしまっているとか、その時間が勘違いしているとか、なかなかこう電話での予約で耳がちょっと十分聞こえない方が一方通行でその会話をされて、その受ける側の言うことがなかなか十分わからないとか、そういうちょっとコミュニケーションの難しいところもあったりとかですね。

お一人で利用されるだけではなくて、ほかの方も利用されてこう回ってきたりする中で、その前もって予約された方がちょっと迷惑がかかってしまったりとか、そういうちょっと運用上の少しルールの整理というか、もう少し全体的にうまくいくような形で、やり方、ルール、そういった予約の流れとか、それをもう少し現状を見ながら課題を抽出して検討する部分も必要なかなというふうに感じてはいるんですけども。あと利用時間の、夜も非常にちょっと遅い時間に利用されるケースもあったりして、やむを得ないこともあると思うんですけども、そのあたりで今いろんな声を聞かれていたり検討されているところがあれば、教えていただけたらと思うんですけど。

○交通貿易課長（有馬眞二郎）現在の予約を忘れたとか調整不足というような話は、ちょっとこちらのほうにはまだ入っておりませんので、事業者等とも確認をしながら、そういったものがないか、また利便性を高めるようにしていきたいというふうに考えております。

それから、デマンド交通の夜遅くの使い方といいますか、それにつきましては、デマンド交通は、ある程度時間を決めて、ある程度の時間を見ながら進めておりますので、予約につきましては2時間前とか、朝早くであったら前日までとかというような決まりはございますけれども、そういったところも含めまして現状をちょっと確認をしてみたいというふうに思います。

○委員（松澤 力）私も全体の全ての声を聞いているわけではありませんので、実態はまた事業者の方、利用者の方を含めてちょっと聞いていただいて、皆さんが使い勝手がよくて、事業者さんも運用しやすい形で、お互いに歩み寄った形でルールをまた検討いただけたらというふうに思います。

○委員長（石野田 浩）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

△第2次総合計画後期基本計画（素案）について

○委員長（石野田 浩）次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について、当局の説明を求めます。

○交通貿易課長（有馬眞二郎）それでは、48ページをお開き下さい。

政策IV、施策3、発展を支える公共交通ネットワークの整備について、変更内容を御説明いたします。

まず全体的に、陸上交通から海上交通へのアクセスという観点から、①鉄道②バス③甌島航路の順に順番を変更しました。

次に、魅力・現状・課題につきましては、①九

州新幹線は、利便性のよさと、肥薩おれんじ鉄道は、観光列車の運行による誘客を追記・修正しております。

②市が委託し運行しておりますコミュニティ交通の運行につきましては、市の地域公共交通網形成計画に基づき、年次的に再編を実施していること、一層の利用促進を図る必要があることを追記・修正しております。

③甌島航路につきましては、有人国境離島法の運賃低廉化によりまして、人口減少が進む中、利用者はおおむね横ばい傾向であり、一定の成果を上げていること。生活航路を維持するため、藺牟田瀬戸架橋完成を契機に交流人口の拡大等を図る必要があることを追記・修正しております。

④鉄道、バス、船、飛行機との交通の要衝である川内駅や各港の旅客船ターミナル等を中心とした公共交通ネットワークの実現に向け、移動利便性と効率性を更に向上させていく必要があることを追記・修正しております。

49ページをお開きください。

めざす姿について、変更はありません。

成果指標と目標値につきましては、地域公共交通の利用者数及び市民アンケートについて、個別に鉄道、バス、甌島航路の具体的な定量的な成果指標に変更し、目標数値は記載のとおりでございます。

施策の方向性は、①鉄道交通の利用促進について、新幹線の利便性の高さ、おれんじ鉄道のロケーションのよさを生かした観光誘客の推進を追記・修正し、②陸上交通をバス交通に変更し、デマンド交通等の導入による利便性向上や利用実態に合った効率的な運行を図ることを追記・修正しております。

③の甌島航路の利用促進としまして、ICTの活用や、藺牟田瀬戸架橋完成に伴う交流人口の拡大等に努めることを追記・修正し、④総合的な公共交通の連携と強化では、モビリティ・マネジメントの推進を市の政策として促していくことを追記・修正しております。

施策体系及び市民と行政の役割分担は、記載のとおり追記・修正しております。

続きまして、57ページをお開きください。

政策Ⅳ、施策6、人と物流を支える港湾機能の充実について御説明いたします。

魅力・現状・課題につきましては、①重要港湾川内港では、ここ数年、外貿コンテナ取扱量が増加し、港湾としての重要度がますます高まっていること。今後、新たなコンテナターミナルの早期整備を促進するとともに、コンテナ荷役環境の充実を図っていく必要があること。唐浜埠頭に大水深岸壁の早期整備を促進するとともに、検査法に基づく検査港の指定を目指す必要があることを追記・修正しております。

②川内港のコンテナ航路は、平成28年9月の台湾定期コンテナ航路開設により、航路が2航路から3航路へ、週3便から4便体制になったこと。川内港は、今後も増加する需要等に対応するため、原木の確保や製材を含めた木材輸出を促進する必要があること。平成28年には友好都市である常熟市と港湾貿易促進に関する協力協定書を締結し、木材輸出を中心に更なる経済交流を積極的に推進する必要があることを追記・修正しております。

③平成26年に甌島航路が開設され、高速船ターミナル内売店、とれたて市場、海食堂がオープンし、交流人口がふえていること。今後も「みなど」を核とした魅力ある地域づくりを促進し、川内港を活用したイベント開催等によるにぎわいの創出を図る必要があることを追記・修正しております。

58ページをお開きください。

めざす姿について、変更はございません。

成果指標と目標値につきましては、市民アンケートから、より具体的に定量的な成果指標に変更し、記載のとおりでございます。

施策の方向性につきましては、②川内港の利活用推進では、名称変更による薩摩川内市貿易振興協会や常熟市と経済交流の拡大を図ることを追記・修正しております。

施策体系について、変更はありません。

市民と行政の役割分担につきましては、行政によるポートセミナー推進、常熟港と川内港との貿易促進を追記・修正しております。

続きまして67ページをお開きください。

政策Ⅴ施策3「学び活かす生涯学習と多文化共生の推進」についてですが、総務文教委員会で施策統括課が説明しておりますが、交通貿易課としては④の多文化共生推進に関することについてのみ御説明いたします。

「魅力・現状・課題」につきまして④「友好都市交流に伴う互惠関係の構築や相互理解の増進が図られていること」を追記・修正しております。

68ページをお開きください。

「めざす姿」について変更はありません。

「成果指標と目標値」につきましては市民アンケートから具体的に定量的な成果指標に変更し、目標値等は記載のとおりであります。

「施策の方向性」及び「施策体系」について変更はありません。

「市民と行政の役割分担」につきましては「行政による国際交流協会との連携」を追記しております。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）交通貿易の計画、公共交通ネットワークについてよく出るのが、高齢になると免許を返納せないかと。出かけられなくなる。特に土日になると全く足がなくなる。市の行事なんかもあるけれども、出歩くこともできなくなるという、そういう声というのはあるわけです。その辺については何も触れているようには思えないので、その辺はどうお考えなのかなんですけど、どうなのでしょう。

○交通貿易課長（有馬眞二郎）高齢者の免許返納につきましては、おっしゃるようなそういう現状もあるところでございます。

また、市の行事等での土日の対応等につきましては、今現在、デマンド交通につきましては、土曜日は運行し、日曜日のほうは走っていないという状況で対応させているところでございます。

鉄道やバス、交通とか、こういった部分も踏まえながらバスも年次的に再編も実施しておりますので、また利用者の減少等も対応を図りながら現状と今後を見きわめながら対応していきたいというふうに思っております。

○議員（井上勝博）計画の中では何らか触れているところがあるのかどうかなんですけども、それは計画の中では触れてはいないということで理

解してよろしいんですか。

○交通貿易課長（有馬眞二郎）計画の中では高齢者の免許返納とかそういった部分の記載のところは現状ではございませんけれども、対応は図っていききたいというふうに思っております。

○委員長（石野田 浩）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

以上で、交通貿易課を終わります。

△次世代エネルギー課の審査

○委員長（石野田 浩）次は、次世代エネルギー課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（石野田 浩）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（成川幸太郎）お尋ねしたいんですが、今、電気バスが駐車場に置いてありますけども、どういう状況になっているんですか。

○次世代エネルギー課長（田中道治）今、御指摘がありました電気バスについては、総合運動公園の第4駐車場のほうに設置しております。それから、営業用のナンバーがついておりましたので、一般車両用に変更いたしまして、災害時に対応できるように準備を整えております。

発電も、充電の関係も整備が終わっておりますので、災害時には対応できるようにまちづくり公社のほうと連携をとって定期点検を行いながら管理しているところでございます。

○議員（成川幸太郎）管理はちゃんとされているんでしょうけども、あそこへ設置されると説明されたとき、アリーナ内のシャトルバスにも使うということを言われたんですが、使ったことはあるんですか。

○次世代エネルギー課長（田中道治）現在の

ところ、ございません。

○委員長（石野田 浩）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

以上で、次世代エネルギー課を終わります。

---

△観光・シティセールス課の審査

○委員長（石野田 浩）次に、観光・シティセールス課の審査に入ります。

---

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（石野田 浩）まず、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。

当局の説明を求めます。

○観光・シティセールス課長（橋口浩文）  
それでは、予算に関する説明書の34ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項6目企画費の本課におきます補正予算額は4,425万円の増額でございます。

説明欄をごらんください。ふるさと納税PR促進事業費の増額で、これにつきましては、第5回補正予算の概要の3ページの中段（2）のとおり、ふるさと納税額が当初目標額の2億円を上回る見通しとなったため、目標額を3億円とし、それに伴います経費を増額するものでございます。

次に、55ページをお開きください。

7款1項3目観光費の旅行誘客事業費112万8,000円の減額補正でございます。通信運搬費の減額につきましては、Wi-Fi機器の通信料見込みによります減額であります。あと、負担金補助及び交付金の減額は、荒天による事業の中止に伴いますものや事業内容の見直しに伴います減額補正でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明いたしますので28ページをお開きいただきたいと思えます。

18款1項1目総務費寄附金は、ふるさと納税寄附金が、現在、前年比の約188%で推移しているため、歳出でも説明いたしましたとおり1億円増額し、目標額を3億円とするものでございます。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明

がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

ここで、議案第142号の審査を一時中止いたします。

---

△所管事務調査

○委員長（石野田 浩）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○観光・シティセールス課長（橋口浩文）  
それでは、資料の産業建設委員会商工観光部の6ページでございます。

観光・シティセールス課の取り組みについてでございます。

1、旅行誘客事業、（1）Out of KidZania きゃんぱくキッズinさつませんだいの開催についてであります。先日、11月30日土曜日から12月1日日曜日までの2日間、サンアリーナせんだいや各事業所で開催いたしました。詳細につきましては、9月の委員会でも説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

29プログラムに1,087件の申し込みをいただきました。実人数で870人の参加をいただき、内訳といたしましては、市内の方が352人、市外から507人、県外から11人となっております。本市以外からの申し込みが約6割となっているところでございます。

ただいま、参加者などからのアンケートを取りまとめているところでございますけれども、一部、保護者アンケートを紹介いたしますと「大変満足」「満足」と回答された方が99.6%、「今後、同じようなイベントに参加させたいか」との質問に対しまして「参加させたい」という回答が98.1%いらっしゃいました。

御意見といたしましては「また今後も開催してほしい」「枠をふやしてほしい」「地元の企業さ

んが頑張っている姿に感動した」などの御意見をいただいたところでございます。

(2) サムライツーリズムプロモーションにつきましても、9月の委員会で説明いたしましたけれども、当初、10月19日から20日までの2日間の開催を予定しておりましたが、会場の工事の関係で開催日が変更になったものでございます。

(3) 個人旅行型甕島旅行商品造成事業(こしき旅フリーチョイス)につきましては、甕島の個人型旅行商品を造成して販売しているものでございます。船と宿と体験がセットになった旅行商品で、14の体験プログラムが準備されておりまして、この商品に申し込みいただきますと乗船料が30%以上お安くなるものでございます。

また、本事業のプロモーションといたしまして、ローソン南九州とコラボいたしました、全国初の取り組みとなります自治体の観光PRを実施いたしました。新聞にも掲載されましたけれども、10月8日から鹿児島県内のローソン196店舗で西郷つんやナポレオン岩などがデザインされたカップ10万個でアイスコーヒーなどが販売されたところでございます。

また、カップに印字されましたQRコードを読み込みますと甕島の観光情報等を見ることができるようになっておったところであります。

7ページをごらんいただきたいと思っております。

2、物産販売事業、(1) 販路拡大事業、アとイの薩摩川内特産市inイオンタウン始良につきましては、販路拡大や本市への誘客を目的に、11月9日から10日までの2日間、イオンタウン始良におきましてイベントを開催いたしました。

また、2月にも開催する予定としているところでございます。

3、シティセールスプロモーション、(1) 旅行セールスプロモーション、ア、女子旅EXPOにつきましては、10月1日に福岡市で開催されたイベントに参加いたしました、来場者に本市の観光PRや甕島のVR体験をしていただいたところでございます。

イ、ツーリズムEXPOジャパン2019は、10月24日から27日の4日間、大阪市で開催されました。国内最大の旅イベントと言われまして、4日間で延べ15万1,000人が来場し、

旅行エージェントとの商談や本市の観光PRを行ったところでございます。

ウ、台湾セールスにつきましては、12月4日から7日まで4日間、本市の観光素材を商材としました旅行商品のセールスを実施したところでございます。

8ページをごらんいただきたいと思っております。

(2) 川内大綱引PR事業であります。これにつきましては御存じのとおりでございます、来年11月には鹿児島県で先行公開、令和3年5月には全国公開の予定となっております。(本ページの発言により訂正済み)

(3) 誘致イベントでございますけれども、主催団体におきまして本市で大会を開催していただきました。ダイワキスマスターズでは述べ106名、グランドゴルフ大会では222名の方に本市に宿泊いただいたところでございます。

(4) その他でございます。来年3月7日に市比野でANAと連携いたしましたONSEN・ガストロノミーウォーキングin薩摩国・市比野温泉を開催する予定としております。

4、シティセールスマネジメントでは、シティセールス大学祭でございますけれども、シティセールス大学の3年間及び観光元年宣言以来10年間の総括といたしまして来年2月23日に大学祭を開催する予定としております。現在、実行委員会において協議を行っているところでございます。

5、ふるさと納税、(1) 登録者数等につきましては記載のとおりでございます。

(2) 寄附額でございますけれども、11月末現在で寄附件数8,141件、寄附額が1億5,845万9,000円となっております、寄附額が前年度同月比の188%となっているところでございます。

すいません。先ほど大綱引のPRのところ、1月と申したようですけど、来年11月に公開予定となっております。(本ページで訂正済み)

○委員長(石野田 浩) ただいま当局の説明がありましたが、これを含め、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(帯田裕達) いろいろ聞きたいことはあるんですが、まず、7ページの物販の販売事業でイオンタウン始良に行かれているんですが、この成果というのはどのようなもので、課題があった

らどのようにされているのか、何軒ぐらい行かれて、出品されて反響はどうなのか、その辺はどうですか。

**○課長代理（中村年男）** イオンタウン始良のほうで、店舗としては、毎回、3店舗程度の出店になっております。

評価といたしましても、そのときの旬のものであったりということがございまして、前回は、市比野のよさこい踊り隊のほうにも出ていただいて盛り上げていただきながら、地域の産品、しんこ団子であったりというようなものも出店していただいたりとかで、薩摩川内の物産ということで、ある一定の評価をいただいております。

イオン始良店のほうの半数のお客様は薩摩川内市の東部地区の方が結構いらっしゃるの、市内のものを見ていただけという形でさせていただいているところでございます。

また、引き続きまして、店舗のほうの食品バイヤーさん、食品課長さんとも商談等をさせていただける場を設けていただいておりますので、今後のイオンとの取引というようなものができるように努力しているところでございます。

**○委員（帯田裕達）** それから、8ページのふるさと納税で返礼品の数が504で96ふえたと。上位五つぐらいの多い返礼品というか、人気といえますか、その辺がわかっていたらお願いします。

**○課長代理（中村年男）** 返礼品の今年度の人気のものとしたしましては、旬のものということでニンジンというもののB級わけあり品であったりとかも確かに多いんですが、ことしは、牛肉であったり、例年どおりの黒豚関係の商品であったりということで、通常のお肉であったりというのが出ている状態であります。

**○委員（帯田裕達）** ウナギが結構人気があつてなかなか買えないというような状況も東京の人から電話が来たりするんですけど、川内うなぎの返礼品の人気というか、それも時期があるんでしょうけど、その辺はどうでしょうか。ウナギに関しては。

**○課長代理（中村年男）** ウナギに関しましては、薩摩川内市観光物産協会と薩摩川内うなぎのほうで連携させていただきまして返礼品としてお出しさせていただいているんですが、若干、1社からの提供になっておりますので、全体的に上位

に入るといことにはなっていないんですが、商品がある限りは人気で、お求めになられる方もいらっしゃると思います。

**○委員（帯田裕達）** 今、聞いたように1社の提供だからなかなか買えないという実情で電話が来たりするんですけど、さらに、その1社じゃなくて、1社でも数を多くしたり、あと見込みのどこかと提携するというのはできないんですか。

**○課長代理（中村年男）** ウナギの提供で、かば焼きの製品としては、1社、薩摩川内うなぎなんですが、白焼きとして湯島町にあります養鰻業者さんのほうにも提供いただいております。

また、別途、最近になりまして市比野にあります加工業者さんからも御提供いただけるようになっておりますので、計3社、今、ウナギに関しては提携をいただいているところでございます。

**○委員長（石野田 浩）** ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（石野田 浩）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（石野田 浩）** 質疑はないと認めます。

△第2次総合計画後期基本計画（素案）について

**○委員長（石野田 浩）** 次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について当局の説明を求めます。

**○観光・シティセールス課長（橋口浩文）** それでは、資料の39ページをお開きいただきたいと思っております。

施策3「市民ぐるみによるシティセールスの推進と観光物産ビジネスの展開」でございます。

「魅力・現状・課題」でありますけれども、全体的に文言の整理をしたところでございます。

①におきましては、来年度、国民体育大会がごしま大会や東京オリンピック・パラリンピック等の開催を契機に更なる交流人口の拡大を図る必要があると考えたところでございます。

②におきましては、地域の特産品を生かした加工品等の新規開発を推進し、新たな地域ブランドを確立し、旅行誘客につなげる必要があると考え

たところでございます。

③では、道の駅を初めとする物産施設の現状を追記いたしました。

④では、これまで取り組んでおりますシティセールスサポーターについて文言の整理を行ったところでございます。

40ページをお開きいただきたいと思います。

⑤におきましては、地域の観光関連団体や観光物産協会が取り組んでまいりました現状を追記し、文言の整理を行ったところでございます。

「成果指標と目標値」につきましては、①から④の目標値につきましては現状値から20%アップを、⑤については5%アップを目指しています。41ページをごらんください。

「施策の方向性」につきましては、①では「旅行誘客の促進」を交流人口、関係人口、インバウンドの拡大といたしました。そのためには人材育成や各種ツーリズムの創生など地域と一体となった受け入れ体制の充実を図る必要があると考えたところでございます。

②「物産販売力の強化」では、文言整理を行うとともに、ふるさと納税制度を活用した地場産品育成を追記いたしました。

③「観光物産施設の充実」では、観光物産施設を目的とする観光誘客の推進を追記いたしました。

④「シティセールスプロモーションの充実」では、市民と一体となったシティセールスプロモーションの充実を図る必要があることから文言を追記したところでございます。

内容につきましては、文言の整理を行うとともに、わかりやすく項目ごとに表記いたしました。また、来年度完成予定のSSプラザせんだいを初めとする観光交流施設を活用したイベント・コンベンションの誘致やインバウンドツアーの企画・商品化の促進などを追記いたしました。

42ページをごらんください。

⑤「観光物産マネジメントの充実」では、文言の整理を行い、わかりやすく項目ごとに表記するとともに、シティセールスを行う上では観光統計情報が重要と考え、追加したところでございます。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

以上で、観光・シティセールス課を終わります。

△スポーツ課の審査

○委員長（石野田 浩）次は、スポーツ課の審査に入ります。

△議案第138号 川内川かわまちづくり交流拠点施設新築工事請負契約の締結について

○委員長（石野田 浩）まず、議案第138号川内川かわまちづくり交流拠点施設新築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○スポーツ課長（花木 隆）それでは、議案つづり、その1、138—1ページをお開きください。

今回、締結したい契約の内容につきまして、契約の目的は川内川かわまちづくり交流拠点施設新築工事です。

契約の方法は、総合評価一般競争入札による契約で、契約金額は2億1,252万円となっております。

契約の相手方は、橋口・中池特定建設工事共同企業体であり、代表者が株式会社橋口組、代表取締役、橋口知章氏で、構成員が株式会社中池組であります。

次に、商工観光部の議会資料の2ページをお開きください。

1、事業概要としましては、多くの交流人口を呼び込み、にぎわいの創出による地域の活性化を図るため、川内川を通して交流する人々が触れ合う拠点となる施設を新築するものでございます。

2、施設内容としましては、鉄骨造2階建ての構造であり、延べ床面積が781.07平方メートルであります。

まず、1階の床面積は548.80平方メートルであり、主要諸室として艇庫と倉庫を整備し、次に、2階の床面積は232.27平方メートル

であり、主要諸室として、会議室、トレーニングルーム、便所、シャワー室、ロッカー室を整備するものであります。

3、施設整備スケジュールとしましては、平成30年度に地質調査、平成30年度から令和元年度にかけ、実施設計を行い、本議会で議会の議決をいただいた後、新築工事に着工し、令和2年度に供用開始予定であります。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（石野田 浩）次に、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○スポーツ課長（花木 隆）第5回補正予算書の69ページをお開きください。

当課分は、10款6項1目保健体育総務費、事項、スポーツ振興事業費の補正額は697万1,000円の増額であります。

補正予算資料の8ページをお開きください。

事業名は、東京2020オリンピック聖火リレー鹿児島県実行委員会負担金であり、事業概要

は、東京2020オリンピック競技大会開催直前に実施される聖火リレーのルートに本市が選定されたことから、それにかかわる経費を負担するものであり、主にリレー運営のためのルート候補地上の交通規制に係る警備員や規制用資機材等に要する経費であります。

なお、令和2年1月に鹿児島県実行委員会と委託事業者が契約を締結する必要があることから補正をお願いするものであります。

なお、この経費につきましては、県が3分の2を負担し、本市は経費全体の3分の1を負担するものであります。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

ここで、議案第142号の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（石野田 浩）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○スポーツ課長（花木 隆）所管事務調査では、スポーツ合宿の状況について令和元年度薩摩川内市社会体育功労者等の表彰について説明いたします。

資料は、産業建設委員会資料の9ページをお開きください。

1番目はスポーツ合宿の状況についてであります。

まずは、（1）年度別スポーツ合宿状況についてであります。

今年度の11月末日現在の団体数は35団体であり、昨年度の11月末日現在に比べ、減少しているところであります。

次に、（2）9月以降の主なスポーツ合宿実施団体であります。男子バレーボールアルゼンチ

ン代表チームやデンソー女子陸上長距離部が合宿を行いました。

なお、平成25年度から6年連続で秋季キャンプを実施されていた韓国プロ野球SKワイバーズは今年度の秋季キャンプを見送ったところであります。

次に、(3) 今後の主な合宿予定団体であります。今年度、3回目となるデンソー女子陸上長距離部などの合宿が予定されています。また、掲載以外に天理大学バスケットボール部の合宿の話も入ってきているところであります。

続きまして、2、令和元年度薩摩川内市社会体育功労者等表彰についてであります。

本市では、スポーツ・レクリエーションの普及などに努めた市民及び団体を、例年、市民運動会において表彰していますが、台風19号接近の影響により市民運動会が中止となったことから、12月7日土曜日に開催しました第3回国体スポーツフェスタ in さつまсенだいにおいて表彰を行いました。

(1) 地域または職場において10年以上スポーツ及びレクリエーションの普及などに努めている者が対象である社会体育功労者を14名表彰しました。

資料の10ページをお開きください。

(2) 地域または職域のスポーツクラブなどの団体で、会員数が10人以上、当該活動が定期的、組織的に行われ、スポーツ及びレクリエーションの振興に貢献している団体が対象である社会体育優良団体を5団体表彰しました。

(3) 日本選手権大会、国民体育大会などで3位以内に入賞した選手やチームが対象である優秀スポーツ選手を3名表彰しました。

(4) の井上氏は平佐町の出身であります。現在、岡山県の男子ソフトボール部に所属され、日本代表選手にも選ばれており、優秀な成績を収められていることから「特別表彰 優秀スポーツ選手」として表彰しました。

各被表彰者の氏名などにつきましては資料をお目通しくださるようお願いいたします。

○委員長(石野田 浩) ただいま当局の説明がありましたが、これを含め、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(帯田裕達) 1点だけ教えてください。

今も指定管理で体協がやっている交流センター、合宿所は今7年目ぐらいになると思うんですが、宿泊料金と宿泊の料金システム、例えば、当初は、朝食が幾ら、昼食が幾ら、夕食が幾らと分けてあったんですけど、今、そのシステムはどうなっているのか。宿泊料金と、あそこはケータリングでするので、持ってきていると思うんですが、その辺を教えてください。

○スポーツ課長(花木 隆) まず、スポーツ交流研修センターの宿泊料金でございますが、シングルタイプの部屋は定員1名で1部屋ございます。これにつきましては、一人当たり1泊につき3,000円となっております。また、2名のツイン部屋が12室ございます。これにつきましても一人当たり1泊につき3,000円となっております。

また、洋室が5部屋ございまして、定員が4名でございます。この部屋につきましては、一人当たり1泊につき2,500円となっております。また、和室がございまして、和室は定員10名でございます。これが2部屋ございます。これにつきましては、一人当たり1泊につき2,000円となっております。

また、食事料金につきましては、基本料金の設定はございます。ただ、基本的に利用団体とケータリング業者との協議となっております。その基本料金につきましては、小・中学生の朝食が500円から、昼食も500円から、夕食が1,000円から、また高校、大学、社会人につきましては朝食が500円から、昼食が500円から、夕食が1,200円からという基本料金の設定はされているところであります。

○委員(帯田裕達) 僕も携わったことがあるんだけど、例えばバレーボールの全日本が来たときとかはベッドの長さは足りましたか。

○スポーツ課長(花木 隆) それを見込んで、ちょっと長いベッドを設置してはございます。

○委員長(石野田 浩) ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(石野田 浩) 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(石野田 浩) 質疑はないと認めま

す。

△第2次総合計画後期基本計画（素案）について

○委員長（石野田 浩）次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について当局の説明を求めます。

○スポーツ課長（花木 隆）それでは、73ページをお開きください。

施策5「スポーツ活動を楽しむ環境整備」の施策統括課がスポーツ課でございます。

まずは、後期基本計画での主な変更箇所を説明いたします。

「魅力・現状・課題」の①で「社会体育施設」を「スポーツ施設」に変更し、軽微な文言修正を行います。

また、②③を②と③に分け、②の掲載内容を「人口減少などにより、市体育協会加盟団体の会員や市スポーツ少年団の団員や指導者が減少傾向にあるが、令和2年には、東京オリンピックや鹿児島国体が開催されることから、高いレベルのスポーツを観戦する機会をふやし、スポーツへの関心を高めることや競技力向上の必要性があること」に変更し、③の掲載内容を「スポーツ施設や合宿受け入れ時のおもてなしが高く評価され、スポーツ合宿が増加していることから、スポーツ合宿による宿泊者数のさらなる増加、また市民の生涯スポーツや競技スポーツへの取り組みの関心を高めるとともにスポーツ合宿による地域経済への波及効果を引き出す必要性があること」に変更いたします。

次の「めざす姿」につきましては、変更はありません。

「成果指標と目標値」につきましては後で説明いたしますので、74ページをお開きください。

「施策の方向性」を「魅力・現状・課題」の変更内容に合わせ、施策②「競技スポーツの振興」にあるスポーツ合宿やスポーツ大会の誘致による競技スポーツの振興の施策については、「魅力・現状・課題」の③のとおり、施策③「スポーツ振興による地域の活性化」に移し、施策②に「鹿児島国体等を契機に、スポーツ競技者の人口拡大や競技力の向上による競技スポーツの振興を図る取り組み」に変更いたします。

次の「施策体系」において③「スポーツ振興による地域の活性化」は総合戦略事業となっております。

最後の「市民と行政の役割分担」においては、行政の役割の表現について軽微な文言修正を行います。

改めて73ページをお開きください。

「成果指標と目標値」の考え方について説明いたします。

「魅力・現状・課題」において、①高齢化が進む中で健康寿命を延ばすためには、各種スポーツ教室の開催などを通じて、スポーツに慣れ親しみ、身近にスポーツを楽しむ生涯スポーツを更に推進していく必要があることから、「施策体系」①「生涯スポーツの推進」の指標は、市内の総合型地域スポーツクラブへ委託し、実施する「各種スポーツ教室の参加者数」といたしました。

また、スポーツへの関心を高めることや競技力の向上などを図っていく必要があることから、「施策体系」②「競技スポーツの振興」の指標は、予選を勝ち抜き、九州大会や全国大会などへ出場する個人・団体等の件数である「九州大会・全国大会等への出場件数」としました。

なお、スポーツ施設や合宿受け入れ時のおもてなしの評価が高く、トッププロチームや実業団チームなどが合宿に利用していることから、「施策体系」③「スポーツ振興による地域の活性化」の指標は「スポーツ合宿団体数」としました。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）スポーツ振興を進める上でスポーツ教室というのは非常に有効だと思うんですが、その目標を掲げてありますけれども、例えば目標は1,700人になっているけど、計画というか、細かい計画などは設定されるのでしょうか。

例えば、バレーボールの教室だったら何回ぐらいいやるとか、そういうことを考えていらっしゃるの。何回ぐらいで1,700人というふうになるんだろうかなと。

それから、そういうスポーツ教室をする上で有名な選手を呼んで教室を開く場合に、例えば支援策というか、補助金とかそういうものもあるんでしょうか。

○スポーツ課長（花木 隆）今、議員がおっしゃったスポーツ教室というのは恐らく合宿団体が行うスポーツ教室をイメージされていると思いますが、ここで掲載しているスポーツ教室につきましては、地域総合型スポーツクラブに委託して行うスポーツ教室のことを生涯スポーツの推進のほうでは載せてございます。

具体的に中身を申し上げますと、総合型地域スポーツクラブとして、川内スポーツクラブ01、あと、ひわきYOU遊スポーツクラブ、この両クラブに委託してスポーツ教室を実施しております。

それにつきまして、川内スポーツクラブ01が、平成30年度の実績でございますが、スポーツ教室としましてスマートアカデミーというスポーツ教室を8回とキッズスポーツ塾を夏に6回、冬に4回、あと大人のスポーツ教室「集え！初心者」という教室を10回開催しまして、合計で延べ参加者数が719名でした。

あと、ひわきYOU遊スポーツクラブにつきましては、小学生水泳教室を10回とアクアピクス、これも水泳関係の教室ですが、これを10回、合わせて848名の参加がありまして、現状値の1,567人ということで、これに8.5%増を目標としまして1,700人ということの目標値を立ててございます。

○議員（井上勝博）スポーツ合宿は誘致のときに補助金がいろいろありますが、要はスポーツ教室を、例えば有名なプロ選手を呼んでスポーツ教室をやりたいということに対して何らかの支援があればそのようなのが盛んになるということが、また市民のスポーツ熱を高めていく上でも非常に有効な方法でもあるんじゃないかなと思うんですが、そういうようなのは支援というのはないですよ。

○スポーツ課長（花木 隆）スポーツ合宿中のアスリートによるスポーツ教室につきましては、市のほうで、一人当たり1万円、最高10万円というルールがございます。

あと、スポーツ合宿以外の指導者講習会とか、そういうのをする場合、体育協会にそういう補助

の制度がございます。それを使ってそういう教室をするというのはルールとしてございます。

○委員長（石野田 浩）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

以上で、スポーツ課を終わります。

---

#### △国体推進課の審査

○委員長（石野田 浩）次は、国体推進課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（石野田 浩）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○国体推進課長（田中英人）それでは、国体推進課の所管事務について御説明いたしますので商工観光部産業建設委員会資料の11ページをお開きください。

まず、1の燃ゆる感動かごしま国体ホッケー競技リハーサル大会についてでございます。

9月14日から18日まで本市樋脇屋外人工芝競技場及び丸山自然公園で鹿児島国体リハーサル大会を兼ねて2019年度全日本社会人ホッケー選手権大会が開催されました。男子26チーム、女子14チームの合計40チームが出場し、大会期間中約3,000人が観戦し、選手は19チーム約1,400人が市内に宿泊いたしました。

続きまして、燃ゆる感動かごしま国体ウエトリフティング競技リハーサル大会の結果についてでございます。

先月22日から26日まで入来総合運動場体育館において鹿児島国体のリハーサル大会を兼ねて内閣総理大臣杯第56回全日本社会人ウエトリフティング選手権大会、レディースカップ第11回全日本女子選抜ウエトリフティング選手権大会が開催されました。全日本社会人64チーム、レディースカップ92チーム、計156チームの出場があり、5日間で約1,700人が観戦し、選手は48チーム約800人が市内で宿泊いたしました。

また、女子では、日本新記録、ジュニア日本新記録、高校新記録が出るなど、運営側としまして

も大変うれいことでありました。ホッケー盛り上げ隊、ウエトリフティング地域応援隊の多くの方々にボランティアとして各所で活躍していただきました。今回のリハーサル大会を検証し、本大会へ備えてまいります。

続きまして、12ページをごらんください。第3回国体スポーツフェスタ in さつまсенだいについてであります。

今月7日土曜日に総合運動公園で開催いたしました。当日は、第1部で国体応援図画コンクール表彰と社会体育功労者表彰等の式典を行い、第2部ではリオオリンピック等に出場されましたウエトリフティング競技の八木かなえさんを初め各競技のトップアスリートを招聘し、国体開催競技のスポーツ教室を行い、盛会のうちに終了いたしました。表彰式に約500名、スポーツ教室は6競技合わせて1,000名の参加をいただいたところでございます。

最後に、資料はございませんが、6月の本委員会でご説明いたしました炬火リレーにつきまして地域割りが決定いたしましたので、お知らせいたします。

来年8月20日から22日までの3日間において本市のほうで炬火リレーを行います。20日に川内地域、21日に本土支所4地域、22日に甑地域で実施いたします。

今後、市実行委員会、競技・式典専門委員会においてコース選定やリレー走者選定方法等を決定いたしますので、直近の本委員会において資料をもって御説明いたします。

**○委員長（石野田 浩）** ただいま当局の説明がありましたが、これを含め、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（帯田裕達）** 今、課長のほうから説明があったとおり、ホッケーのリハーサル大会、それからウエトリフティングのリハーサル大会で延べ2,300人ぐらいの宿泊があって、ほとんど市比野温泉を利用していただき、本当に経済効果もあったと皆さん喜んでいらっしゃいました。

ウエトリフティングは屋内の競技になるわけですけど、ちょうど9月の14日から18日で、僕も会場に何回か行ったんですけど、旧樋脇高校のところの新しい人工芝コートのお観覧席がありますよね。

あそこが木陰がなくて、朝9時を過ぎると相当暑い状況になって、それでも応援に来た人たち、もちろん地元の小学生とか皆さん来られたり、それからチームの応援団もついてこられたりしていたんですけど、日が上がるたびに移動して、ほとんどそこに誰も座っていないような状況が続いたんですけど、国体も、10月の上旬、ホッケーの競技もあるわけですが、もちろん、木が少ないんですけど、暑さ対策、それから熱中症対策を含めて何かそういうのは考えられないですか。

**○国体推進課長（田中英人）** 仮設のテントについては今のところは検討していないところです。先催県に行きましても、ほぼほぼテントのないところで競技をされていた事例がございます。

ただ、熱中症等も危惧される部分はありますので、水分補給と無料振る舞い等も随時放送等かけながら展開させていただいて、十分な水分補給をするような形で努力したいと思います。

**○委員（帯田裕達）** 選手はもちろん自分たちでやるんですけど、例えば陰のない観覧席で応援している人たちの陰の対策は、今のところ、水分補給で賄うということ考えていらっしゃるということですか。

**○国体推進課長（田中英人）** 今のところはそうなのですが、今後、また来年の当初予算も含めながら検討していかないといけない部分はあるかなと思うところです。

**○委員（帯田裕達）** ぜひ熱中症対策も含めて。選手はいつも鍛えているから自分たちで対策をとっているけど、ああやって地元の人たちが大会に出たときなんかは応援もすごいだらうと思うんです。そういうときに、子どもたちや高齢者の方も、必ず、樋脇のチーム、清修館高校が出たりしたら地元の応援団もたくさん呼びかけて来られると思いますので、その辺は対策を考えていただきたいと思います。

それから、もう一点、国体が、この前、県の燃ゆる感動かごしま国体の宿泊施設説明会がありました、私も参加したんですけど、五つの競技があって、10月3日から11日ぐらいは、かなり競技が五つあったり三つダブったりして、一番多いときで1,800人ぐらい泊まるんです、選手と監督だけで。薩摩川内市の現状の宿泊受け入れの旅館・ホテルの施設の人数を教えてください

と思います。一回、聞いたけど、また教えて。足りるのか、足りないのか。

それと原子力の工事関係者はそのときはどうなっているのかというも含めて教えてください。

○国体推進課長（田中英人）現在のところ、試算した時点ではキャパは足りるという形で考えているところではありますが、今、帯田委員が懸念される部分もありますので、今後、検討を九電とも交渉していく形で調整したいと考えているところがあります。

○委員（帯田裕達）キャパが1,800人ありますか。

○国体推進課長（田中英人）調査しているところ、4,200人の宿があるという形で。

○委員（帯田裕達）薩摩川内市に。

○国体推進課長（田中英人）はい。

すいません。川内市街地がキャパ的には2,009人、市街地が413人ほどありますので、甌まで入っておった数字ですので、それを除いても今のところは大丈夫だと思います。

○委員長（石野田 浩）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

以上で、国体推進課を終わります。

#### △施設課の審査

○委員長（石野田 浩）次は、施設課の審査に入ります。

#### △議案第137号 財産の取得について

○委員長（石野田 浩）まず、議案第137号財産の取得について、これを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○施設課長（堀切良一）議案第137号について御説明いたします。

議案つづり、その1の137-1からになりますが、説明につきましては議会資料でさせていただきます。商工観光部の議会資料の1ページをお

開きください。

今回、提案しております財産の取得は高速船甌島の取得であります。

資料の1にありますとおり、高速船は平成26年3月竣工で、総船価は13億7,198万8,000円でございます。本市と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構との共有建造方式で施工しております。

共有のうち本市の持ち分が約74.6%で機構持ち分が約25.4%でありました。本市持ち分につきましては、平成24年9月議会で船舶建造工事請負契約議案として議決をいただいております。

2には建造時に同機構と交わしました契約の概要を示しておりますが、共有の満了は令和2年3月19日になりますが、契約では、72カ月、平成26年3月20日から令和2年2月19日までになっておりまして、その間、機構持ち分の減価償却相当分と利息分を本市が支払うことになっておりました。

令和2年2月分までに本市が支払う減価償却相当分は3億1,341万4,200円で、利息分は1,877万6,885円となっております。

72カ月経過後の共有持ち分のうち機構持ち分の残存簿価相当分を市が機構に支払うことで市に所有権が移るという契約となっております。

3に残存簿価と取得価格を記載しておりますが、機構持ち分の残存簿価に利息を加算した額が取得価格になります。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（石野田 浩）次に、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○施設課長（堀切良一）まず、歳出について御説明いたします。第5回の補正予算書の35ページをお開きください。

2款1項8目国際交流費の補正につきましては、補正額はゼロであります。財源調整でございます。

次に、55ページをお開きください。

7款1項2目商工振興費の補正額のうち施設課分は、右側の備考欄の事項、川内港振興事業費で、高速船ターミナルの西側の木製部分が潮風や風雨の影響で劣化が進んでおりますので、そこを塗装修繕しようとするものでございます。

事項、甌島航路利用促進事業費の手数料は、高速船甌島の取得に係ります船舶登記手数料でございます。

その次の事項、地域経済事業費の工事請負費の減額は入札執行によります執行残の減額になります。

続いて、72ページをお開きください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費は上甌B&G海洋センタープールの屋根部分がテントになっておりますが、この一部が台風17号で破損したことによります修繕料、同じく台風17号で破損しました上甌の太田の浜バス停の屋根の修繕料を計上しております。

今回は、歳入の補正予算はございません。

次に、繰越明許費について御説明いたしますので、7ページをお開きいただきたいと思っております。

表の一番下の上甌B&G海洋センター膜体復旧事業でございますが、先ほど歳出で御説明しました災害復旧費の補正予算に係る分になります。膜

体の製作と設置に時間を要しますことから年度内の完成が見込めないため、繰越明許としたところでございます。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

以上で、議案第142号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、休憩いたします。再開は、おおむね15時15分とします。

~~~~~

午後2時44分休憩

~~~~~

午後3時15分開議

~~~~~

○委員長（石野田 浩）休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

△議案第165号 和解するについて

○委員長（石野田 浩）次に、議案第165号和解するについてを議題といたします。

○委員（大田黒 博）係争であった案件が和解という形でこういう形に出されているんですが、私の考えとして、最初から市長を呼んで、出席い

ただいて協議したならと思っておりますけれども、委員の皆さんの確認をしていただけないでしょうか。

○委員長（石野田 浩）審議をするに至って、ここで、今、市長に来ていただいて経緯等を説明していただきながら皆さんで議論していったらという大田黒委員の発言がありましたけど、いかがいたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）異議なしでよろしいですか。

それでは、本議案の審査を進めるに当たり、岩切市長の出席を求めることとしたいと思いますが、御異議ありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石野田 浩）御異議なしと認めます。よって、岩切市長の出席を求めます。

ここで、市長入室までしばらくお待ちください。

〔岩切市長、永田副市長入室〕

○委員長（石野田 浩）よろしくお願ひします。どうも前例のないことで、委員会の要請をお聞きいただきましてありがとうございます。委員の方々が納得いく説明をしていただきたいというのが本旨でございますので、一つよろしくお願ひいたします。

ただいまから、当局の説明をお願いしたいと思います。

○市長（岩切秀雄）大変お忙しい中、こうして時間をいただきましてありがとうございます。甌島館の運営につきまして一般質問で答弁いたしましたが、いいですか。私のほうから更に補足説明をさせていただきます。

まず、甌島館が長い間休館したことに對し、議會を初め市民の方々に大変深くおわびを申し上げたいと思います。

このことについては、既に6日の一般質問の中で川添議員の質問にお答えいたしました。私のほうからは、まずアイ・ビー社との経緯並びに概要、そして現時点における考え方を川添議員に答弁いたしました。

たまたま6日の午前中の川添議員の質問でございました。そのことでまだ和解の勧告について結論を得ていない時期でありまして、こういう答弁になりました。その後、そのときの答弁では精

査・検討いたしておりますということでありました。

その後、弁護士との協議の中で結論を出すことにいたしまして、私のほうからも弁護士との協議が整ったという理解をいたしまして、10日の本会議で和解についての提案をするということをお願いいたしました。川添議員には午前と午後の違いのことで大変恐縮に感じた次第であります。

まず、私が和解の中で一番気になっていたことについて弁護士に相談いたしましたところであります。それにつきましては、議會資料で既に配付してあります和解条項等についてをごらんいただきたいと思ひます。

その前に議案のその3の165—1ページをお開きください。

まず、和解についてであります。その3番目の和解の内容要旨であります。読んでみます。

(1)原告、これは市です。被告、これはアイ・ビー社です。に対する本件補助金1億円の返還請求権を放棄する。

これについては、裁判中、いろいろ中身を精査していただきましたし、検査いたしました。これについて既に工事がなされているということを確認いたしました。

もう一点は(3)です。被告、これはアイ・ビー社ですが、利害関係人、これはエリアワン社です。に對し、次の各契約における契約上の地位及び本件建物の所有権を譲渡するということでありま

す。これにつきましては、アイ・ビー社以外に甌島館を引き継ぐ相手方が出てきたということで、これで開館が可能になったということでありま

す。次に、あけていただきまして(8)です。原告アイ・ビー社は、利害関係人、これはエリアワン社ですが、本件建物におけるホテル事業を令和7年9月30日まで継続した場合、本件使用貸借契約第14条が定める本件建物の撤去義務、収去義務、これは更地返還です。これを免除するということでありま

す。これにつきましては、最初から公募方式をとりましたが、一社もなく、予算額を提示しましたが、なくて、そして企業誘致方式と同じでずっとあちこちを回る中でアイ・ビー社が進出することを決定した経緯がございます。

そのときに無償譲渡すると。そして、その条件として、もし万が一、要件を満たさなくなったら更地返還するというを入れておりましたが、これではどうしても相手方を探すことはできないという状況であります。したがって、令和7年までホテル業を続けたらこれを免除するという規定を入れました。

この三つを主に決断するに当たっての要点としてきましたが、これらを検討しました結果、1億円の返還のみで裁判を続けているは本体が老朽化していくと。さらに、これを使わなければ本当に将来ホテルとして開館できるか危ぶまれることでありますので、再館の見込みが立たないことも予想されることから、これをまず了とするということを考えました。

また、承継する企業が出てきたと先ほど説明しましたとおり、本市は甌島を観光の島として今後活用するという方針を10年前に私なりに決断しておりましたので、これを守るためにはどうしても観光の目玉として甌島館は生かさなきゃならない。

現状として、あそこが休館のために団体客がなかなか訪れないという現象もありますし、地元の企業も栄えないということも考えられます。こういうことを踏まえていたんですが、また地元としても再館についての強い要望もあるということも考慮いたしました。

この結果、事業承継者であるエリアワン社もするとすれば、できるだけ早い時期に再整備して開館したいという強い希望もございましたので、この大きな3点について和解の条件として判断いたしました。これらを考えますと、一刻も早く議会の皆さん方の意見をいただいた上で解決しなければならないというふうに判断したところでございます。

次に、今後の取り組み状況についてどういうことがあるかということの説明をしたいと思います。

市側としては、本日、委員会の審査をいただくこととなりますが、23日の本会議で可決していただければ、次回、25日開催の裁判で相手方の結果を待つこととなります。

相手方も和解勧告のとおりであるということであれば和解が成立いたします。そうなりますと、

ホテル再開の準備をすることになります。もし23日の本会議で否決されれば非成立となりますので、即、現状の補助金返還請求訴訟の継続となります。

一方、本市は可決いただいたとしても相手方がこれを同意しないということになりますと、これもまたもとに戻って補助金返還請求の訴訟の継続となります。したがって、いろいろ判断いたしました。今後、審査を十分していただいて結論をいただき、23日に向けていただければ大変ありがたいと思います。

なお、審査に当たりましては、相手方が和解を受けるかどうか検討中であるため、今までの交渉プロセスを公表できない面も多々あると思いますが、御理解を賜りたいと思います。

答弁に当たっては誠意を持って答弁させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございます。

**○委員長（石野田 浩）** ただいま市長の説明がありましたが、これより委員の皆さんの質問をお願いしたいと思います。

**○委員（大田黒 博）** 市長に二、三お尋ねいたしたいと思います。

今、和解についての議案について説明がありましたけれども、まず初めに、アイ・ビー社の本房社長とエリアワンとのすり合わせと申しますか、後を引き継いで7年間継続してやるということは和解案の一つの担保になるのでしょうか。どうなんでしょうか。

**○商工観光部長（古川英利）** 大田黒委員がおっしゃるとおり、今回の和解の条項がそのまま担保になります。契約書と考えていただければよろしいかと思います。

**○委員（大田黒 博）** 書面等においては、これに書面等のものが和解の内容が書面があるのかという確認であれば、この3者の和解案を受けたということで成立するということと思えばよろしいでしょうか。

**○商工観光部長（古川英利）** おっしゃるとおりです。今回の和解勧告には我々との契約書もついております。この和解イコール新たな承継の契約書というふうに認識していただければよろしいかと思います。

**○委員（大田黒 博）** あと一点。一番私が気

にしているのが、アイ・ビー・キャピタルとのトラブルがあった原因は雨漏りでしたよね。向こうの経費が2億2,000万円、2億5,000万円、カラオケボックス、焼肉コーナーを含めて経費を使っているというもので、一番最後にそれだけお金をかけてやる中に本房社長の意気込みも感じましたし、やれるんだなと思いつつ経過を見ておったんですが、一番ネックになったのは雨漏りでした。

あれだけのものが、古川部長、担当が一生懸命交渉しながらこれではやれないという、アイ・ビー・キャピタルが1億幾らを請求した経緯もございまして、雨漏りが果たしてとまっているんだろうかという思いが行き来するんであって、もしエリアワンがどうしても雨漏りに対して営業が不可能だという判断をされたときにはどういうふうになるんでしょうか。それは7年間をやるという契約の中で継続していくんでしょうか。

**○商工観光部長（古川英利）** 和解勧告の中にはその部分をうたっています。うたっているというのは、10年間、あるいはアイ・ビーにかわって契約を続けるというのがまずありますが、市のほうは、その担保責任、雨漏りとかそういったのは一切関与しないということで、そこはうたわせていただいております。

また、エリアワンエンタープライズ社は現場のほうも確認されておまして、これであれば引き受けられるという判断をされたと認識しております。加えて、和解勧告の中には私どものほうから経済的な支援は今後行わないということで和解勧告に含まれているところです。

**○委員（大田黒 博）** 最後にしますが、最後の確認ですが、もし雨漏り等が以前みたいにバスタオルをたくさん敷いてああいう状態がまだ継続される、エリアワンがやっぱりこういうものだというので市にどうのこうの言うことは絶対ない、7年間、継続していただけるという思いでわれわれも覚悟して採決に臨むという形でもよろしいんでしょうか。

**○商工観光部長（古川英利）** 和解条項が議会資料にあるんですが、その11条にエリアワンはアイ・ビー・キャピタルから本件建物の現状について説明を受けたこと並びに市及びアイ・ビー・キャピタルが本件建物について瑕疵担保責

任を負わないことを確認するというので条項をうたっていますので、ここで先方に御理解いただいているというふうに認識しております。

**○委員（上野一誠）** これまでの1億円、そしてまたそれ以外のものを返還せえという訴訟であったんですけども、自分たちが想定した方向であったのかどうか、それぞれお考えがあるとは思いますが、一口に和解という形にくくられているので、裁判ですので、勝訴するか敗訴するか等々を含めるといろんな捉え方があると思うんです。

ですから、和解に至るには、裁判所も双方の弁護士をもって意見を聞かれながら、ある程度、今、市長も言われたような流れになって御提案になっているということが想定できるというふうに思います。

したがって、1億円は撤回する、あるいはこれまでやったものは撤回するよということ等やらを含めると、利があったものはどこかという、アイ・ビー・キャピタルは利害関係のエリアワンのほうに解決金を支払うと。（50ページの発言により訂正済み）

これは黒塗りしてあるもんだから、なかなか、どういうふうになっているかは。これは市は関係ないから、一応、表に出せないんだというのが議運の中での説明でもありました。したがって、いろいろ、権利放棄というのが、かなりしないといかんような内容になっていると思います。

したがって、今、市長が、最終的にその解決策は、何点か言われましたその中で島民の皆さん方が再館を営業していただくことが本市にとっても最良となっていくと。そしてまた、観光の目玉としてあそこが動いていかないとどうしようもないと。

地域もそれなりに強くそのことを要望していらっしゃるというのは、一応、市長の和解案に対する今後の方向性をお話しされたと思うんですけど、基本的に、その工事が、いろんなやってきた報告書をちゃんと提出しなさいと。それを出さなかったことによってまたこういう形が出てきて。でも、いざ、なっていくと、結果的にはその工事はちゃんと確認できた。工事が終わっているという今の和解の中であり、説明でもあるんです。

したがって、1点お尋ねしますが、その確認と

というのは、ことしの何月かにこれについて裁判中にも現場確認もされていらっしゃるんですけど、もうちょっと確認が、間違いないと認めたという根拠になる一つの考え方あるいは実際のそういうところをもう少し詳しく納得いくような説明をお願いしたいと思います。

**○商工観光部長（古川英利）** 確認の方法につきましては、相手方から弁護士を通じて提出された資料をもとに、その内容を現地で2回、建物調査を委託しています公益財団法人鹿児島県住宅建築総合センターの職員と一緒に市の職員が確認させていただいております。

その内容については弁護士にも御同意いただいているところです。最初から出していただければよかったんですけども、何回か分けて提出していただいて、私どもも詳しく確認させていただいたところです。

**○委員（上野一誠）** ということは、それなりの工事が行われているということは、弁護士から説明を受けて、市としてもよしと了解したという解釈でありますよね。それはそれとして当局のほうで確認されたということでもあります。

大田黒議員が先ほどエアワンエンタープライズの今後の位置づけを、市として。当然、アイ・ビー・キャピタルは、こういう状況になれば、本来、あの場所で営業すると。

市と裁判沙汰になった中で、そういう意欲的なことからすると、自分たちが一旦引いて新たなところに委託したほうがやりやすいというお考えがあるかないかわからんとですけれども、そういった意味からすると、エアワンのホテルに、今後、本当に、今、大田黒君が懸念する部分も含めてしっかりとした形の営業を我々は要望するしかない。（本ページの発言により訂正済み）

また頑張ってもらえないという形になるんですけども、先ほどいろいろ契約条項も言われたんですけども、そういうのは、かなり今まで応援というものはしてきたと思うんですけども、今後は一切そういう補助金的なことはしないで、あとは、そういう補助的なことじゃなくて、求められる、必要とされるものは一応協力するという条項が入っているだけですけども、そういった意味ではどのような位置づけでお考えになるんですか。

**○商工観光部長（古川英利）** エリアワンは、

今、委員が話されたとおり、契約上の地位と建物の所有権を受けられることとなります。現場も確認されておりますが、エアワンが引き継ぐことになった詳細の経緯はわかっておりませんが、エアワン自体は、ホテルが閉館されることを確認されて、甑島館は里港のすぐそばでお客様を迎えるのにベストである。また、地元も一緒にやるような気がした。本当の繁栄を期待したいと考えた。また、奄美でも同じようなホテル再生をされた実績がえられるようで、甑島館に興味を持ってアイ・ビー・キャピタルと協議されたようです。

そういうのを踏まえましてこれまでのノウハウを生かしてホテル事業をしたいと考えていらっしゃるんですが、基本的には地元と話し合いながらホテル運営に生かしていきたいと考えていらっしゃるようです。

一刻も早く、和解の成立が整いましたら現地のほうに入りたいというふうにおっしゃってましたので、市としても、勧告の中ではあったんですけども、そういうのを認めた形で、できる支援はやっていきたいというふうに考えております。

**○委員（上野一誠）** 最後にします。事細かく質問したいとは思わないので。これはいいというか、これはおかしい、こうこうという議論は僕は避けたいと思っているものだから。

そういう意味じゃなくて、とりあえず、いろいろ島民の方々の意見として再開を強く望んでいらっしゃるというのが我々の中にも聞こえてくるんです。かつて、アイ・ビー・キャピタルと島民との関係あるいはいろんな地域との関係というのもありまして、そういうことからすると、島民の皆さん方とどういうふうエアワンエンタープライズがかかわっていただけるのか。

島民の皆さんの御協力なくして、これは立ち行かないと思うんですけど、今後、島民とのかかわり、あるいはエアワンのかかわり、行政としてどういう形で理解を求めながらやっていかれようとするのか。（本ページの発言により訂正済み）

**○委員長（石野田 浩）** 上野委員、オンラインじゃなくてエアワンです。

**○委員（上野一誠）** ごめんなさい。訂正します。（49及び本ページで訂正済み）

**○商工観光部長（古川英利）** エリアワン社は、まず地元雇用を含めた運営体制を整えたいとおつ

しゃっております。再開の時期等についてもそういう状況を見ながら一刻も早く再開したいということで考えていらっしゃいますが、いずれにいたしましても、和解が成立し、直ちに所有権が移って現場のほうに入りたいということですので、現場のほうに入る際は私どもも一緒に現地で説明会と意見交換会をやりたいと思っております。

また、観光関係者の方は、その中から残っていただいて、来年のゴールデンウィークから夏に向けての作戦会議、こういったものもホテル・旅館の関係者とも一緒にやりたいとおっしゃっていますので、関係者を紹介しながらそういった意見交換も始めたいと考えているところです。

**○委員（松澤 力）** 私のほうから一点。エリアワン社の今後の運営のところ、本来、これまでの甌島館は、地元の民宿さんとか旅館さんとは競合しないように、ある程度、価格帯を、少し上の価格というか、差別化した形の運営だったと思うんですけども、エリアワン社さんが今後運営される中で地元の民宿旅館の方々と競合するような形のホテル運営になると、また現地の方の協力とかいろんな賛同を得にくい形での運営になっていくのかなというところも心配しているところもあるんですけども、そのあたりの地元の理解というか、今後の運営方針というか、その辺はどのように考えていらっしゃるか。

**○市長（岩切秀雄）** 基本的には今までどおり地元と競合しないというのが原則だと思います。ただ、団体旅行客となるとあそこしかないというのが限定ですので、そこら付近で調整ができれば、もし和解が成立したら社長のほうに協力をお願いしたいというふうに思っています。

**○委員（持原秀行）** エリアワンとアイ・ビー社が話をしてくる方向になってきているのはいい方向に見えたのかなという気がするんです。私も2週続けて甌に行ってみてきているんですが、寂しいです、あそこが閉まっているということは、ですから、起爆剤としてしっかりと営業していただくということが大事だと思います。

まだ和解した後にはエリアワンとも話をされるでしょうけれども、私が気になったのは残任期間の7年です、令和7年まで。営業していかれるという本当にいろんな実績がある会社だと思います、この資料から見れば。

その後のところもプッシュして、しっかりと甌の浮揚のためにも頑張ってくださいというふうにやっていかないと、契約期間が来たら終わりですよとなったらまたどうしようもなくなりますよね。そこらあたりの考え方は当局としてはどのようにお考えですか。

**○市長（岩切秀雄）** 冬場が使えないというのが大きなネックだったと思います。そこら付近、夏場は何とか観光客を受け入れられたとしても冬場がないということで、これが大きなアイ・ビー社にとっても痛手だったんじゃないかなというふうに思います。

したがって、冬場のことも市が協力しながら、いろんなイベントを組んだりして協力していただければ同じことになると思いますので、7年間の間に十分体力をつけていただいて、それが乗り越えられるようなホテルに育ってほしいなというふうに思います。いずれにしても、和解が成立して引き継がれたらいろんなことを話をしたいと思っています。

現状としても、私も一回お会いしました。なぜ甌を選んだかということについては、すばらしい離島であるということの認識の上で経営してみたいという意欲があらわれましたので、裁判官がそういう中で和解のほうを進められたのではないかなというふうに思います。

**○委員（帯田裕達）** 一番最初に市長が1番と3番と8番を説明されて、大方、これが大きな要因であるということを知って、今、わかるような気がいたしました。でも、今回の和解の案に、既に新しい代替えの事業者、要するにエリアワンエンタープライズ社も出てきているわけですよね、その条件の中に。

ということは、エリアワンエンタープライズ株式会社は、誰の紹介というか、誰が中に入って、要するに利害関係人として和解の名前に正式に出てきたのか。そこら辺のいきさつは、先ほど古川部長の答弁によると誰が紹介したか不透明なところもあると言われましたけど、どう考えても、アイ・ビー・キャピタルの知り合いなのか、同じホテル業者だから知り合いだったのかもしれないし、中に入った弁護士が紹介したとか、特別な関係があったんだろうと思うし、キャピタルと新しい利害関係人との関係というか、お友達関係だったの

か。

当初の和解案に利害関係者のこの会社が最初から入ってきて、甞島館が早いうちに開館できて、また観光振興に役立てられるということで今そういう話も出てきているんだと思うんですけど、何でいきなりこの会社が出てきたのが僕らには理解できないというか、何でなんだろうというようなところがあるんですけど、その辺はどうなんですか。

**○市長（岩切秀雄）** 最初は1億円の返還についての裁判を起したわけですけど、これだったら私はずっと返すまで継続すべきだという決断をしたんですけど、裁判官のほうで、両者ということになると、継続社を探すか、アイ・ビー社を説得するかなんですけど、アイ・ビー社はしないという方針でありますので、相手方がいたということで、先ほど説明した三つの中の一つとしてこれを受け入れようとした。

したがって、社長とお会いしたときに、その話、今の質問の話を言われましたが、報道とかいろいろなので、そういう業界の人たちですから、調べていたところ、甞島館が出てきて裁判中だということを知り得たということで、向こうのほうからアイ・ビー社と話をされたということを知っています。

その中で、ある程度、話が詰まってきたということで、お互いに和解の方向で向こうの代理人とこちらの弁護士と協議しながら裁判所と詰めをしていった。その案が示されてきて、おおむね、私としても、さっき言った大きな3点をクリアできるとするならば再館に向けて市として努力すべきだという決断をしたので、議会の意見を求めたいということで出したわけです。

**○委員（帯田裕達）** もう一点。例えば令和7年までは営業すると。でも、アイ・ビー・キャピタルに所有権は移転しているわけですよ、建物。ということは、この和解案もキャピタルからエリアワンエンタープライズ社に所有権が移転されるわけです。7年の9月何日まで営業をします。

その後、営業が行き詰まったり、なかなか難しいよなというような判断を利害関係者の会社が判断した場合には、更地返還も、市長の話ではこれはなかなか重い責になっているからそれを解いてやろうというような話がありましたが、7年後に

は更地返還も入っていないければ売却ということも考えられるということもあるわけですか。その人の考えでしょうけど。

**○商工観光部長（古川英利）** 売却というのは、相手方に売却という。

**○委員（帯田裕達）** 利害関係者がそのほかの人たちに。もう自分のものになっているわけですから。

**○商工観光部長（古川英利）** わかりました。

基本的にはそういう話はしておりません。エリアワン社としてはずっと続けたいというふうに考えていらっしゃると思います。ただいまの契約では土地は借地であります。こちらに断らずに第三者に譲渡するというのはないというふうに契約上は考えているところです。

**○委員（松澤 力）** ちょっと話が戻って恐縮なんですけども、先ほど市長からももともとは1億円の返還を達成するまで闘う決意だったということでお話しいただいたんですけども、これまでの委員会とかでいろいろ訴訟について質問した中では「訴訟中なんで」となかなかお答えできないというところもあったんですけども、この間、訴訟の中で、相手方とこちら側の意見の相違点とか、また雨漏りや水漏れということが訴訟の一つの原因になっていたかと思うんですけども、そのあたりの裁判でのお互いの主張とか相違点というのは、現状、どういった形になっていたかというのを教えていただけたらと思います。

**○商工観光部長（古川英利）** 副委員長がおっしゃるのは先方の主張はどういう状況かということだと思うんですけども、和解前の大事な時期でありまして、市がそのことを言うと反発を買うおそれがあるので、そこら辺は差し控えさせていただきたいと思います。

**○委員（松澤 力）** 1億円の返還請求というところで、市民の方も非常に1億円というインパクトが大きい中でかなり相手側に譲歩しているのではないかという見方をされる方も声としてはいらっしゃる部分もありますので、今後の状況の中ですけれども、また、そのあたりの説明というか、タイミングもあるかもしれませんが、丁寧にやっていく必要があるんじゃないかというふうに感じています。

**○市長（岩切秀雄）** 和解勧告ということ調べて

てみますと、ちょっと読んでみます。民事訴訟において、紛争の解決を優先するために当事者が歩み寄って話し合いをし、合意する手法ということになっていまして、和解が成立すると、例えば確定した判決と同じ効力があると。後から不服申し立てをしたり、こういうことはできないといういろんな縛りがあります。

したがって、今、本市が抱えているこの問題は、1億円だけ返してくれと裁判を何年もしていったいのかどうか。それもさっき言ったとおり判断の材料になったわけです。

それと、1億円については、当時から申請されたものをほぼ目で確認した段階ではでき上がっているとは認識していました。実際、私も何回か開館している間に宿泊しましたが、内装も全部変わっており、1億円の範囲内外のことも相当な金を投資していることも十分理解しておりました。

したがって、1億円のうち、補助金申請をして、その決算、極端に言うと実際に事業をした報告がなされないということは私ども市民にとっても大変おかしいということでの裁判だったわけです。

全体を含めた再館できるかどうか、そういうことを含めると、今から先、もし返ってきたとしても、維持補修とかいろいろ考えるととてもじゃない金がかかるということも判断しなきゃならなかった理由で、こういうことを含めると、今の時点で和解して、ある程度、条件があるかもしれんけど、法的に裁判官が出した提案ですからまず間違いないということで進めるべきだと私としては思ったんですが、議会の皆さん方が最終的には判断されることだから、先ほどの答弁できないというのは、相手方のことは和解が成立したらまた皆さん方にお知らせすることもできるし、そういう話もさせていただきたいというふうに思います。

**○委員（大田黒 博）** 部長が先ほど言われた、和解が成立し、そしてまたそれぞれの営業において親密に協議していくという中で、上野委員も言われました地元の方々の思いといいますか、そういうものは少し雇用を含めて話ができるのか、その辺はさっき言われたもので含みがあると思ってよろしいのでしょうか。

**○商工観光部長（古川英利）** まず、地元の方からは、閉館の期間中、悲痛な思い、深刻な状況というのをお知らせを常にいただいております。

そういう状況はエリアワン社にも社長さんにもちゃんと伝えてございます。

また、エリアワンの社長さんは、観光の地域というのは一つの宿泊施設だけではお客さんは選んでいただけないと。地域としての盛り上がり、そういうのも一体感が必要だというのは十分これまでの御経験でわかっていらっしゃると思いますので、正直に言いますと、早く地元に入りたいとおっしゃっているぐらいの状況ですので、現状を踏まえながら、これから先、直近は春から夏について、あと2年後、3年後、橋がかかった後、そういったものも深く意見交換ができればというふうに考えているところです。

**○委員（上野一誠）** 総括というか、一応、こういう訴訟を起こした正当性というか、そういう捉え方から言うと、我々議会も議論して1億円を認め、そしてまた裁判についても議会も当局と同じように了解してきました。だから、その責任というのは等しく問われなきゃいかん。そういうふうに思っています。

結果的に、和解という流れの中で、いろいろ条項を読んでいくと、これはどうか、これはどうかという、具体的にいくとこれはそうだなとか、いろいろあると思うんですけども、結果的には和解という形で、この後、相手方が認めれば落ち着くというようになるんですけども、こういうように至った一つのこういう形でなければ解決できなかった等を含めて、こういう提案から含めて何か市長のほうで解決策も含めてお考えがあったら聞いておきたいと思います。

**○市長（岩切秀雄）** さっきも申しましたが、1億円の裁判をしたままであれば建物はあのままずっと恐らく解決できないんじゃないかという不安も持っていました。したがって、弁護士に相談したわけですから。

このまま行って、仮に1億円を取り戻したとしても建物は返ってこないわけですから、ずっと相手方が再館しない限りはそのままの状態で行く。そうして、仮に更地で返してもらおうとなってくる状態が生じてくるかという不安もありますし、いつまでたってもこのような状態で行っていいのかというところを考えると、もし仮に引き取ったとしてもこれを今度は次に運用する人ができてくるかどうか。

最終的には、市がどんなふうにも、ホテルだけでなく、いろんな多目的なのに使えるかどうか。そうすると、またかなりの金をつぎ込んでいかなければいけない。

現時点では和解に応じたほうが得策ではないかなと私自身は判断していますので、それに基づいては、まだ問題もたくさんあるかもしれませんが、市としても地元との協議とかそういうのは積極的に協力しながら甑島全体の浮揚のために頑張らなきゃならないと今のところ考えているところです。

○委員（松澤 力）1点だけ。今回の甑島館の件も含めてなんですけど、もちろん甑島の観光振興というのは市長がおっしゃっているとおり進めていく方向だと思うんですけども、一方で甑島以外の本市の旅行観光関係の方もいらっしゃるという中で、今後の運営に関して、これ以上の補助金というか、運営の補助、間接的なことも含めて市として補助していくことはないということを改めて市長の見解を確認させていただけたらというふうに思います。

○市長（岩切秀雄）それは和解条項の中でうたわれたとおりです。一切、補助金は出しませんということで、和解が成立するということになればすることはないんですが、甑全体の観光振興には協力していかなきゃならないと。甑島館についてのことに限定しているわけですから、ほかについてはまだまだPR不足だと思っていますので、協力的にしなきゃいけない。

というのは、せっかく高速船をつくり、観光船もつくり、そして県立から国定公園に昇格し、いよいよ来年は藺牟田瀬戸架橋が開通します。化石も出てきているし、あの断崖絶壁は恐らく国内で日帰りができるぐらいの距離にある場所はないと専門家が言っているわけですから、これを生かしていくべきだと思いますので、それについては、また、十分、今後も協力していかなければならないし、甑島館についても、いろいろ地元とのイベントとかそういうことを考えられたら市としても協力して甑全体が大きく動かなきゃならないと思っていますから、そういうのにはいろんな整理も考えていったほうがいいなというふうに思っています。

○委員（大田黒 博）委員の皆さん方は意見

が出たのかなと思っております。大事な案件ですので、和解条約の黒塗りの関係を含めて協議会に切りかえていただければと思ってはおりますが、どうでしょうか。

○委員長（石野田 浩）今、協議会に切りかえてもうちょっと中身を詰めてみたいという意見が出ましたが、どうでしょうか。いいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）それでは、協議会に切りかえます。

ここで、休憩して協議会に切りかえますので、第1委員会室にお集まりいただきたいと思います、委員の方々。当局の方、しばらくお待ちください。

~~~~~

午後4時02分休憩

~~~~~

午後4時24分開議

~~~~~

○委員長（石野田 浩）ここで、本会議に戻します。

それでは、委員の方、ほかに御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）ございませんね。番外の方、御質疑願います。

○議員（井上勝博）確認だけです。和解の中で先ほど市長が言われた（8）のところについては、令和7年まで営業して、その後、もし仮にできなくなったという場合はそのまま市は引き取ると。建物を壊すということは求めない。それで確認してよろしいんですね。

○商工観光部長（古川英利）はい。更地返還義務を免除するという考え方です。

○議員（川添公貴）確認したいんですが、返還請求権を放棄するという和解案であります。被告と利害関係者が、原告にとって、市にとって相手先が変わったというぐあいに解釈したときに1億円は有効に使われたものとみなすことができるわけですね。

というのは、返さなくても、その分については使ったという証明が、双方、使途不明金がないことを表明し、保証するとなっていますので、そういうことはなかったということと仮定したときに、返還という言葉が使われているんだが、実際は利

害関係者が継続して営業するので、しっかりとそこに税金は使われたんだよという説明にとられることもあるんですよ。そのような解釈でよいのかどうかです。

例を言うと、取り返してまたやるのも一つの手なのですが、移譲する、承継するというのを先に言われたんで、この補助金に対しても承継されたと、和解によって。文面をずっと読むとどのように私としては理解できないでもないと思うんですが、そのように解してよいのかどうか。

その辺について、2回までしか言えませんが、いいのかどうか、市の考えとして有効に使われたという形になるんじゃないかなと思うんですが、そのような方向性で考えていらっしゃるかどうかということをお聞きしたいと思います。

**○商工観光部長（古川英利）** おっしゃるとおり1億円を我々は交付しました。そのことについてこれまでは手続がなされていなかったのを確認のしようがなかったんですが、ちゃんと確認して、総体1億5,000万円、市が交付した1億円は適正に使われているという確認ができています。それが引き継がれたということでもあります。

**○議員（川添公貴）** 慎重審議をするんで、引き継がれたというのであれば原告に引き継がれたんですか。だから、しっかりと説明してくれと。利害関係者に承継されたんですよという答弁をきちっと言っていてやるべきだろうと。前後がわかっているからわかるんですけど、しっかりとそこを説明する必要があると思います。

というのは、それとまだあるんですけど、中身についていろいろ聞きたいのはたくさんあるんですけど、おおむね早期に甑島館を再開しなきゃいけないということがあるんで、中身については多くは聞きませんが、あと3年間やった後に、土地の賃貸契約書の中において、次に、仮にやめたときに譲渡するときに賃貸契約が結ばれませんので、そういうことはあり得ないだろうと理解するんです。

その中で、次の利害関係者が今後協議をなされていって、いろいろ委員の方が質問されましたので多くは聞きませんが、全面的にここの内容の中に市が協力する旨もちゃんと和解条項の中に入っていますよね。だから、金銭的な協力はなないということは理解しましたんで、どのような内

容等においてこのような和解条項に盛り込んであるのか。協力の部分です。その説明を願いたいのが一点。

最後の質問ですので、最後のほうです。その余の請求を放棄すると書いてあるんですが、あえて書いてある。ずっと全てを放棄してきていますよね。「その余の」というのは何を指すのか、そこがわかっていられれば教えてもらいたいと思います。

**○商工観光部長（古川英利）** 3点ございました。

1点目は、被告から利害関係人に引き継がれたということでございます。言葉足らずで申しわけございません。

それから、協力の中身につきましては、甑全体のプロモーションを引き続き市のほうはやりますが、あわせて地元のほうは甑のツーリズム協議会等があります。そこの橋渡しをしながら、エリアワン社だけではなくてツーリズム協議会の支援も引き続きやっていくということと、エージェント招聘、そういったものも薩摩川内全体に来ていただきますので、その一部として甑を紹介したりとか、今、観光・シティセールス課、それから甑はひとつ推進課でやっているような事業を紹介して一緒にやっていきたいと思いますというようにして御理解いただいております。

それから、原告はその余の請求を放棄するというので、和解条項にないものについては特に請求はないという確認の意味でございます。

**○議員（落口久光）** 結構、気になることがいっぱいあるんですけど、2回しかできませんので。

和解を受けたら二度とアイ・ビー社とかのほうにいろんなクレームはつけられないという話になっていますが、和解後に新しい利害関係人が現地に入って、いろいろと協議したい、現場確認もしたいという中であって、その協議とかいろんな確認の結果、今、アイ・ビー・キャピタル社と話しているのと条件的に違うとかいろんな相違があったときに運営しないという判断も出てくるような気がするんですけど、その場合でも和解がまず先にあるからもとに戻せないというのがあれば、本当にそんなに簡単に決めていいことなのかなというのがずっとあるんです。

私の意見でひっくり返ることはないんですけど、

そのリスクに対して市長を初め市側はどういうふうに認識されているのか。決意とかそういうのもあればそこも含めて。

**○市長（岩切秀雄）** 先ほど和解と和解勧告について文章を読み上げたと思いますが、これは裁判と一緒にですから、結論は決めたとおりに実行しなければならない。さらに、また、もし間違っつたからということ紛争とかそういうことも起こしてはならないということになっていますから、一旦、これはこれで全てが解決ということになりますので、私どもとしては裁判所の和解勧告ということと弁護士の見解もいただいた中で判断していますから、今、言われることは心配しておりません。

**○議員（落口久光）** では、もうひとつ気になるのが、和解案の中に補助金以外で可能な限りの援助はすることという記載がありますが、確かに補助金という形の援助ではないにしても、例えば、ホテルの運営がスタートして、夏場だけでなく冬場も含めて集客性が悪いというようなことで、条件が違うからというような形で、市にもっと振興策に力を入れなさいというようなホテル側からの要求が出てくるような気がするんですけど、わかりますよね。

運営に対しての補助金ではなくて、違った形、振興策という形での補助金で今まで以上のお金が出るということは想定されていないのでしょうか。もしそうなったときに、それに対しては甘んじて受けるのか、それはまた話が違うということで受けられないのかということのコメントをお願いします。

**○市長（岩切秀雄）** ここに書いてあるとおりで。補助金または経済的支援はしませんということで和解をしようとしているわけです。また、可能な範囲で協力するということは、先ほど説明しましたとおりに、集客の関係から、イベントとかそういうので依頼があれば幾らでもしていきたい。地元との調整とかそういうのも今までしてきました。それについては今後も引き続きすることですので、そういうふうに理解していただきたいと思います。

**○議員（福元光一）** 和解案が出て気が緩むような気がするんです。もう和解したような錯覚になりがちです。先ほど市長からもありましたように、23日の本会議で否決されればこれは通らないと。

今、落口議員の発言にもありましたが、和解案をエリアワン社が呑んだ後、手を引くということも考えられる。だけど、今、市長のほうから説明があったように和解案の中にちゃんと書いてあるからそういうことはまずないということでありますから、まだちゃんと和解案が正式に決まるまで気を引き締めてやっていかなければならないと私は思います。23日の本会議を含めて。

それから、和解したほうがいいという発言もあったんですが、甑島の地元の人たちの話を総合しますと早く再開してほしいという声が大部分だと思います。

先ほど意見がございましたが、エリアワン社からいろんな要望が来るのも想定されますから、また和解案を裁判所から今回提出されて、見直す時期はどのくらいたったら見直していいのか。その和解案をずっと引き継いでいくのか。見直す時期が来たら見直して、エリアワン社と歩み寄って営業をともにやっていかななくてはいけないと思いますので、そういうふうにそこも考えていただければと思います。

それから、あと7年残っていますから、その7年間、営業されたら更地返還という高いハードルはもうないということですが、アイ・ビー社が闘争期間もひっくるめて3年でギブアップしたわけですから、エリアワン社もあと7年のうちにギブアップする可能性も考えられますよね。

そうした場合に、仮に5年でギブアップした場合にあと2年残っています。3社目が今度引き継いだ場合にあと2年でいいのか。そこも想定しておらなければいけないと思いますが、今、私が発言したことに対して市長はどう考えるんですか。

**○市長（岩切秀雄）** まず、1点目の気を引き締めて、これは23日だけじゃないんです。まだ25日がありますから。その間に相手方もありますから、相手方が和解案には同意しないとすればこれで終わりになります。

したがって、25日の最終的に裁判所の成立したということの宣言がない限りはずっと気を引き締めてもですけど、これは、今後、裁判がどうだこうだの問題よりもずっと甑の観光という点では目玉になりますから、協力していきながら成長していったほしいなというふうに思います。

また、和解ですので、この件については和解で

す。だから、後についてはどういうことが起きるかはわかりませんが、また裁判をする状況になるかもしれませんが、相手方は今度はエリアワンになりますので、そことの関係になって、契約の違反があるかどうか、そういうことではまた今度の和解とは別に起こることも可能性があると思えますけど、できるだけそういうことはないようにちゃんとしたホテルを運営していただきたいというふうに思います。

**○商工観光部長（古川英利）** 今ありましたとおり、和解の見直しはありません。今後、中身を見直すのであれば契約の変更という形になります。

それから、エリアワン社が10年たたないうちに撤退を申し出た場合は建物の更地返還免除の10年間の残りの期間と次の方はなるかというふうに聞こえたんですけども、その取り扱いについても現段階では全く未定でございます。

**○議員（福元光一）** アイ・ビー社もエリアワン社もなんですが、更地返還といった場合に今8階建ての建物を解体して更地返還を幾らぐらいというのを前も聞いたことがあったんですけど、それが一番のネックで、ずっと営業をやっとして、利益をプールして、その中から更地にしないで、はならなくてはならないという考えが余りにもものしかかっているのではないかと私は思うんですが、先ほど部長のほうから契約変更ということがありましたので、ここというときには両方で語り合っけて契約変更というのも頭の中に入れていただきたいと思うんですが。

**○商工観光部長（古川英利）** そこまでの議論は実はエリアワンさんとはしておりません。とにかく25日の和解が成立するかどうかというのが大きな節目になります。

ただ、議員おっしゃるとおり、解体経費を利益の中でプールしていく、準備金に積み立てていく、そういったものが非常に大変だということは前の経営者からも聞いておりますので、そういうことがないようにということでエリアワン社さん自体は積極経営を展開したいという意気込みは語っていらっしゃいました。

**○議員（中島由美子）** 和解ということで、大変いい話なんだろうと思うんですけども、本当にいい話に飛びついていいのかなという危惧があります。お互いに、3者、原告、被告、利害関係

者が、昔の話ですけど、一両損という話がたしかあったと思うんですけど、お互いにいいところがあって損もあるのかなど。そういう関係でちゃんと和解するのかなというのが一点あります。

それと地元の協力ということでいろいろ求めていかれるという話なんですけど、アイ・ビー・キャピタル社が雇用関係がなかなか結ばなくて、本当に地元の人たちは協力したくてもうまくいかなかったというのがあったんですけども、次にまた、エリアワンですかね、そこが、地元は協力したいけども、なかなかうまく雇用ができないという、そんな不安があるんですけども、そのあたりがうまくいかなければエリアワン社がまたうまくやっけていけないよというような本当に懸念があるんですけど、そのあたりはどう考えておられるのか。

**○商工観光部長（古川英利）** 2点ございます。

1点目は、雇用環境につきましてアイ・ビーさんがされているときと変わっているかという点、今、エリアワン社が望むような雇用が十分に充足できる状態ではないと思っております。それはエリアワン社にも伝えてございます。

ただ、アイ・ビー・キャピタルと違うのは、地元との関係性、もう一つは、エリアワン自体が従業員を多く抱えていらっしゃる場所ですので、応急的な対応というのはアイ・ビーさんがされているときとはかなり改善できているのかなというふうに思います。

いずれにしても、経営ですので、確実なことというのはなかなか言いづらい部分はあるんですけども、あの条件の悪いところで経営をしようという意気込みと会社の規模というのは数段上かというふうに認識しているところです。

**○議員（成川幸太郎）** 一つだけ、お気持ちを御聞かせください。以前から問題になった黒塗りのところなんですけど、本件解決金として利害関係者が被告に対して払うわけですけども、これをよくよく考えれば無償で譲与されたものが売買された。営業権なのか物件なのかというふうにもとられないことはないと思うんですが、これには市は関係していないんだけど、そういうただでやったものが売買の対象に、解決金という名前だけけど、実際には多額の5,000万円の代償なのかどうかかわらないですけども、そういった形で解決金という形でお金が発生していると、営業権なりで。

それについてはどのようにお考えですか。

**○商工観光部長（古川英利）** 今回の解決金は建物の譲渡対価でないことのみを我々は確認させていただいているところです。

**○委員（坂口健太）** 数点、質問させていただきます。

まず、アイ・ビー・キャピタル社は、これまで、人材の確保等、苦勞されてきたんですが、今後、エリアワンマネジメントが人材確保をして島民の雇用を守っていきけるのか、どれぐらいの体制が整っているのか、お示してください。

2点目です。現状の甑島館の建屋の状態というのはどのようになっている、営業を再開するまでに修繕等がかかると思うんですが、どれぐらいの費用がかかると見込んでおられるのでしょうか。

次です。島民の強い意見や多くの意見等を非常に情緒的な言葉で表現されているんですが、どれぐらいの強い意見なのか、根拠をお示しいただきたいと思います。

次です。島民の強い意見等があるというのはわかる場所もあるんですが、本土側の市民の皆様がどれだけ納得されるのか。約1億8,000万円の債権を放棄するわけですか。私たち、島民の皆様だけの債権だけではなくて、市民のみんなの本市が抱えている債権だと思います。それには納得できる理由が必要だと思います。どういった理由になるのか、お示してください。

もう一つです。甑島の観光振興において甑島館というのはどれだけの位置づけがあって必要なのか、お示してください。

**○商工観光部長（古川英利）** エリアワン社がどれぐらいの体制かというのは、甑島館に対する体制というのは、島に移住して運営されるスタッフは候補者は決まっているというふうに聞いております。

あと、どれぐらいのスタッフとどれぐらいのパートさんを地元調達できるかというのはこれからになります。先ほどから言いますようにエリアワン社自体は全体で三百数十人のスタッフがいらっしゃいますので、応急的なことなのかどうかというのもこれからになります。

それから、現状、どれぐらいの経費が今から再開するのにかかっていくのかということなんですが、今、アイ・ビー・キャピタル社はエリアワン

社と相談されながら善管注意義務をもってちゃんと管理されているというふうにエリアワンから聞いているところです。

ある程度、エリアワンの社長さんも今の管理状況は満足されるような発言がありましたので、引き続き大きいトラブルもなく引き継げるんじゃないかと思っておりますが、そこについては我々は関与しておりません。エリアワン社が早急に再開したいということの期待というか、お気持ちを受けている状況でございます。

それから、島民の声を具体的に本当に把握しているのかという趣旨かと思えますけれども、最後のほうの御質問とも関連するんですが、甑島館は、甑島の宿泊者のシェアでいうと、大体2割、上甑島の大体4割をシェアして宿泊者数を占めています。

これがなくなったことで日帰りの方も結構出ていますし、宿泊で比較的多かった団体客がほとんど見込めない状態になりまして数字が落ちているというのが現状でありまして、島民の声、それからホテル・旅館の声もそうですけれども、数字でもそういった結果が出ているかと理解しております。

それから、坂口議員がおっしゃいました債権を放棄したという表現ですが、我々は、1億円については、形式上は債権ではありますが、適正に使われていれば債権ではないと考えておりますので、その考え方を市民の方に理解を求めていかないとけないと思います。

よく聞くんですが、1億円がほかのものに使われて全く改修に使われなかったというふうに勘違いされている市民の方もいらっしゃるようで、そこは十分踏まえながら、できれば皆様にも御協力いただきたいんですけども、裁判上は債権と訴えた形になっておりますが、適正に使われていたということで理解を深めていきたいというふうに考えているところです。

**○委員（坂口健太）** 関連して質問させていただきます。

先ほど現状の建物の状況について御説明いただきましたが、今回の和解案の13番項において、原告と利害関係人は本件譲与契約第15条所定の原状回復義務における原状について本和解成立時における建物の現況とすることと合意するとされておりますが、原状がどのような状況なのか、市

側として認識されているのかなと思ひまして、そこを確認した上でないと原状のままの回復義務を負わせるというのは果たしてどうなのかなと思うんですが、どのように認識されているんでしょうか。

もう一つです。甑島の宿泊者の4割を甑島館が占めていたということでありましたが、観光振興によって甑島の地域振興を図るといったような今後のビジョンというのがあるわけですが、果たしてこれまでどれだけ甑島に観光振興においてお金を投入してきて、どれぐらいの効果があつたのか、地域振興として効果があつたのか、御説明いただければと思います。

**○商工観光部長（古川英利）** まず、1点目の原状回復義務における原状について、和解成立時、つまり12月25日時点の本件建物の現況とすることを合意するというこの部分については、アイ・ビー社と我々の中で認識が違いました。

引き継いだ時点での現状引き渡し、ここにも遡及しない、ここにさかのぼらないという意味で12月25日時点で引き継いでいただくということをごここに書いてあるというふうに我々は認識しているところです。

それから、甑島振興に対しましてこれまで投資した金額、これは手元にはないんですが、少なくとも、有人国境離島と六次産業等を含めて観光に係る事業をやろうという若者が出てきているということ、後を継ごうという、また世代交代もできているという現状を見ると、私どもは一定程度の効果が出ていると思います。

ただ、経済活動ですので、これまでだけじゃなくてこれから後のほうが大きい課題があると思ひますので、藺牟田瀬戸架橋のインパクトが本当の観光振興に引き継がれるかというのは引き続き課題だというふうに考えているところです。

**○議員（森満 晃）** 皆さんが今いろいろと質問されました。当初、市長が甑の観光にということと、そしてまた甑島館の再開ということで当初は民間に1億円かということと非常に市民からも我々議員も言われた。ただ、熱意と甑島の方々の思いで市長のそれを我々も議決したわけです。

しましたけども、結局、こういった形で一旦閉館し、そして今度は1億円を必ず勝ち取ると。そして、その後、7,800万円また取り戻すと。

1億円が最初の争点だったと思うんです。今はずっと和解できていますけども。ですので、債務不履行を理由に更地返還して返してもらおうと。それが通常だったと思うんです。

それがいつの間にか、相手方が、エリアワンですか、出てきていますけども、こうなった経緯について責任というものをきちっとしなきゃいけないのかなと。和解案、これでいいのかという部分はどうかのかなと。

市側もそうでしょうし、議会側もこれを可決したいわけですけども、今のこの状態にあるということについて責任的に我々も責任をとらねばいかんのじゃないかなと思うけど、市長はその部分についてお考えをください。

**○市長（岩切秀雄）** 観光振興ということとできています以上、失敗したら責任は私にあります。それは当然のことです。議会の補助金の可決をいただいておりますけど、それも提案したのは私です。全部、責任は私にあります。

しかしながら、何もしなければ甑はどうなったかということを見ると、ああいういい建物があったら、これを観光の目玉にしようということと何回も議会の皆さん方にも話をしました。

そして、きょう前段で質問があつた中でも裁判については和解で行くということを決断した、その考え方も言いました。1億円の問題で裁判をして、何年たつても、このままずっと引き継いでいても万が一そういう結果になつたとすれば、なお責任は大きいです。それよりも、相手方が出てきたということで、これは議会に提案できる和解で行きたい。そういう強い決意を持って出しています。

したがって、それを皆さん方に理解していただけないのであれば、これは先に進まないことだと思ひています。したがって、こういう状況を市民の皆さん方に対しても皆さん方も話をしていただければありがたいし、これが不成立になればなつたで、また次のステップを踏まなければならない。それがいつになるかはわかりません。

これは、裁判官ももちろんそういう判断をしたし、私どもがお願いしている弁護士もそういうことで来ましたので提案しているわけですから、一回一回、何回も説明を繰り返すようですけど、私どもとしてはこういうことは十分議会の同意を得

ながらしてきたつもりでありますので、そこは理解してください。責任は私にあります。

○議員（森満 晃）今、市長から話がありましたように、私は議会も市民にきちっと説明しないとイケないと思うんです、今後についても。しかし、和解勧告案が出てから1カ月。あとが25日と決まっている。

この短期間の中で、私たちは、今のただの説明だけで、また次のエリアワンエンタープライズですか、ここを今の話だけで信用して、そしてまたしていかないとイケないのかという部分は我々も慎重にならなきゃいけないし、何か書類があってきちっとなるのかわからないんで。

そういった意味では我々も慎重にいろんなことを聞かないとイケないということで、こうやってきょうはみんな集まっていると思うんで、その点は御理解ください。

○市長（岩切秀雄）そのためにこうして委員会に私が出てきて説明しているじゃないですか。そこまで否定されると議案として出すわけにいかなくなります。取り下げなくちゃいけません。そうじゃなくて、もうちょっとみんなで甌を観光として盛り上げる、そういう体制が私は欲しかったもんですから議会の意見を求めているところです。御理解いただきたいと思います。

○議員（永山伸一）1点だけです。今回の和解案に対して市から無償譲渡を受けた他の類似施設、簡単に言えば東郷の施設があと1カ所しか残っていないんですが、十分、注目していらっしゃるようです。

和解案に示されている和解条項第14項、これについて、今後、和解成立後は類似施設においても契約変更に応じる考えがあるのか。そこら辺は十分されておりますようですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○商工観光部長（古川英利）今回の和解の詳細な内容はまだ説明しておりませんが、具体的に先方からそういった話は聞いておりませんので、もしそういう申し出があれば対応はしてみたいと思いますけれども、私どもとしてはこの取り扱いに関しては甌島館に関する取り扱いというふうに考えております。

○委員長（石野田 浩）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

○委員（上野一誠）討論というよりも、委員会として、この和解案に対する議案に対して、逆に言えば議会としてどういうふうに意見を出していくのか、まとめていくかということは大事なことだと思います。いろいろ委員以外もいろいろあった中で。

和解勧告に対する意見は強いることはできないので、委員の意見として正副委員長間の中でまた意見を要約していただきたいと。委員会の報告としてこういう意見がありましたということはしっかりと委員会として残すべきだろうということから、討論の前になるのか討論でもいいのかどうかわからんけども、そういった意見が各委員でいろいろあればそのことを諮っていただきたいと。一応、採決はとってもらいたいというふうに。

○委員長（石野田 浩）今、上野委員のほうからありました意見なんですが、要するに、委員会の取りまとめを皆さんの意向を含めて議案を可決するという以外に、当局に対しても、こういう慎重な意見が出ましたとか、あるいはこういう議論をしましたとか、そういうものもつけ加えて委員会報告に出しなさいよというような意見のような気がするんですけど、その辺は皆さんどういうふうに。

そういう形で正副委員長の報告の中に少し組み入れていきたいというふうに思いますけれども、それでよろしいですか。

○委員（上野一誠）採決をとった後にそういう意見を総括的に言っているのか。あるいは、採決の前にそういう意見を発信しているのか。その取り扱い。

○委員長（石野田 浩）今、意見が出ましたけれども、そういうものを採決する前に議論したほうがいいのか、あるいは採決して、「この件は可決します」あるいは「採決します」と言ってから、それなら委員長報告でこうしてくださいという議論をその後にするべきかということを上野委員はおっしゃったと思うんですけども、その辺はどうですか。

○委員（上野一誠）討論で言いましょうか。

○委員（大田 博）今の討論の中で、出して下さいという意見ですので、採決に入ってよろしいんじゃないかと思えます。

○委員長（石野田 浩）討論の中の意見は、いいです。討論されればいいです。討論はありませんので。

先に委員長としては決をとろうと思って言ったつもりでしたけども、討論があるそうですので、もう一回、もとへ返します。

ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

○委員（上野一誠）大きな課題でありました甌島館の返還請求に対する裁判所の和解が出ました。そして、当局から、その和解について、市長、そしてまた古川部長が特にそういう思いで和解案に対する説明をいただいたというふうに思っております。

我々も、甌島館のあるべき姿、地域にとって、薩摩川内市にとって、甌島にとってどれだけ大きな影響力があるか、またそういう役割を果たしているかということは言うまでもないと思えます。

それがゆえにアイ・ビー・キャピタルにおいても補助金という捉え方も真摯に受けとめながら議会はそのことを了としてきました。しかしながら、結果的にこういう形になったことは非常に複雑な思いがします。

しかしながら、裁判所がこういう和解勧告を命じた内容を分析していくと、この分析を理解しながら今後の甌島館の方向性を考えるとすれば和解案を理解するということになるであろうと。

しかしながら、その懸念というのが、今後同じようなことにまたなっていくのではないかと、本当にエリアワンの引き受けた方々にしっかりと営業していただけるだろうかという懸念もあります。

しかしながら、それは、十分、説明いただいたことによって、あるいはまた契約等によって実行されていかれる。そのような思いで理解したいというふうに思っています。

今、いろいろ出ましたように市民の税金でありますので、そういうことを多く投入して我々はこ

れまで議会もこの案件をやってきただけに、今後、こういうことにならないように、どうぞ、これから受けられていかれるエリアワンエンタープライズ株式会社には、十分、一つ、また市の思いをしっかりと訴えていただきながら、そしてまた地域のコミュニティを含めてあの方々とも十分連携を図りながらしっかりとした運営がされることを私たちは望んでいきたいというふうに思います。

また、いろいろ連携を図っていただきながら、いろんな思いを持っておりますので、こういう一つの請負が二度とないように、一つ、当局は努力していただきたいという思いからこの議案に対しては賛成したいというふうに思います。

○委員長（石野田 浩）次に、反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）これで討論を終わります。

採決いたします。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（石野田 浩）起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第165号和解するについての審査を終了いたします。

市長、どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

○市長（岩切秀雄）ありがとうございました。また本会議ではどうかよろしく願いたします。

[岩切市長、永田副市長退室]

△所管事務調査

○委員長（石野田 浩）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めま

す。

---

△第2次総合計画後期基本計画（素案）について

○委員長（石野田 浩）次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について当局に説明を求めます。

○施設課長（堀切良一）第2次総合計画後期基本計画（素案）について御説明いたします。

素案資料の69ページをお開きください。

政策Ⅴ施策3「学び活かす生涯学習と多文化共生の推進」の「④多文化共生の推進」になります。

この施策につきましては統括課の交通貿易課が主体でありまして、詳細につきましては先ほど交通貿易課において説明があったとおりでございます。施設課におきましては、国際交流施設、つまり国際交流センターの管理を行っているところでございます。

○委員長（石野田 浩）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）質疑はないと認めます。

委員外議員はいらっしゃいませんね。

以上で、施設課を終わります。

---

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（石野田 浩）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石野田 浩）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

△閉 会

○委員長（石野田 浩）以上で、産業建設委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会産業建設委員会  
委員長 石野田 浩